



Title	ザクセンシュピーゲルにおける平和と法（一）
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 40(5-6上), 457-521
Issue Date	1990-08-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16714
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)1_p457-521.pdf



[Instructions for use](#)

ザクセンシュピールゲルにおける平和と法(一)

石川 武

目次

- 凡例
はじめに
一 (用語法概観)
二 (各種の平和と平和の破壊)(以上本号)
三 (法の規範構造における平和)(以下別掲)
おわりに

凡 例

- Text I, Text II = Sachsenspiegel Landrecht u. Sachsenspiegel Lehnrecht, MGH, Fontes iuris Germanici antiqui, Nova series, Tomi I Pars I u. Pars II, Editio tertia, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1973.
- 『邦訳』 = 久保正幡・石川武・直居厚訳『ザクセンシュピテール・ラント法』、一九七七年、創文社。
- Ho. I, Ho. II 1, Ho. II 2 = C. G. HOMEYER, Des Sachsenspiegels erster Theil, od. das Sächsische Landrecht, 3. Aufl., 1861 ; Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, 1. Band, Das Sächsische Lehnrecht und der Richtsteig Lehnrechts, 1842 ; Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, 2. Band, Der Auctor vetus de beneficiis, das Görlitzer Rechtsbuch und das System des Lehnrechts, 1844.
- Hi. I, Hi. II = H. Chr. HIRSH, Eike von Reggow, Der Sachsenspiegel (Landrecht), 1936 ; Eike von Reggow, Sachsenspiegel, Lehnrecht, 1939.
- Sch. = Cl. SCHOTT, Eike von Reggow, Der Sachsenspiegel, 1984. (「レーン法」の部は R. SCHMIDT/WIEGAND の訳——本誌三九の五・六下の「凡例」に「ラント法」の部としたのは誤り——)。
- クレツシエル『ゲルマン法』 = K・クレツシエル著、石川武監訳『ゲルマン法の虚像と実像』、一九八九年、創文社。
- 拙稿「ゲヴェーレ」、「アイゲン」、「人についてのゲヴェーレ」、「Eigengewere」、「相続法の位置」、「ラント法とレーン法」(一)、「補論」 = 『ザクセンシュピテールにおけるゲヴェーレ』、本誌三七の二、一九八六年、「ザクセンシュピテールにおけるアイゲン」、「法制史研究」三六、一九八七年、「人についてのゲヴェーレ・小考」、本誌三七の四、一九八七年、「Eigengewere 考」、本誌三七の五、一九八七年、「ザクセンシュピテールにおける相続法の位置」、本誌三八の五・六、上、一九八八年、「ザクセンシュピテールにおけるラント法とレーン法」(一)、本誌三九の五・六、上、一九八九年、「アイゲンとゲヴェーレ・補論」、本誌四〇の三、一九九〇年。

はじめに

本稿では、まずザクセンシュピーゲルにおける *vrede* (= *Friede*) の用語法を検討し、さらにそれに則して、この「平和」が同書に見られる法の規範構造の中でいかなる位置を占め、いかなる役割を果たしているか、を明らかにしたい。

私は「ゲヴェーレ」論文^①いらい、キー・ワードの用語法の分析を手がかりにして、ザクセンシュピーゲルにおける（中世）法の規範構造の把握に努めているが、本稿もそうした研究の一環をなすものであることは改めてお断わりするまでもあるまい。ただし、本稿は「平和」という限られた視角からの試みなので、ザクセンシュピーゲルにおいて「平和」が「法」（の規範構造）とどのように関係しているかについて、あらかじめこれまでの研究によって明らかになったことの要点を述べておきたい。

ザクセンシュピーゲルの著者は、「ラント法」の概念を、「各人の首（または、生命）およびアイゲンに関する裁判権」を軸にして考えている。このうちの前者、すなわち「各人の首（または、生命）」とは、中世の平和運動が生み出した「生命刑」を指している^②。したがって、ザクセンシュピーゲルにおける「平和」の用語法の分析が、単に同書における平和の理念や平和運動の影響を読み取ることに止まらず、（少なくとも）同書における「ラント法」概念の基軸の一つを解明することにつながることは明らかなのである^③。

—

本節では、ザクセンシュピーゲル全体において *vrede*（関係）の語がおよそどれくらい用いられているか、を概観す

まず *vrede* の語は、「ラント法」の部の二五〔二七〕⁽⁵⁾ 条項中の三四〔四三〕⁽⁶⁾ 箇所および、「レーン法」の部の二条項中の三箇所、都合二七〔二九〕⁽⁷⁾ 条項中の三七〔四六〕⁽⁸⁾ 箇所に登場する。また、*vredebrekere* (= *Friedensbrecher*) という合成語が「ラント法」の部の六〔一〇〕⁽⁹⁾ 条項中の七〔一一〕⁽¹⁰⁾ 箇所に、*vredeage* (= *Friedensage*) という合成語が「ラント法」の部の一条項中の二箇所に現われる。なおこのほかに、(*ge*)*bundene dage* (= *gebundene Tage*) という表現が、「ラント法」の部の七〔八〕⁽¹¹⁾ 条項中の七〔一〇〕⁽¹²⁾ 箇所、および、「レーン法」の部の四条項中の七箇所、都合一一〔一二〕⁽¹³⁾ 条項中の一四〔二七〕⁽¹⁴⁾ 箇所で、*vredeage* と(ほとんど)同じ意味で用いられている。本稿で直接に分析するのは(主として)これらの語(ないし表現)の用法である。

以上の概観に明らかのように、*vrede* およびその合成語 (= *vredebrekere*, *vredeage*) は、その圧倒的大多数が「ラント法」の部に登場してくる。そのことによつてすでに、ザクセンシュピーゲルにおける「平和」が(少なくとも)主にラント法上の問題であることが示唆されている、ということに注意されたい。⁽¹⁵⁾

二

本節では、右に掲げた語(ないし表現)の用法を分析し、ザクセンシュピーゲルにおける「平和」に関して関係条項の文言から直接にどのようなことが明らかになるか、をまとめておく。

(一) ザクセンシュピーゲルで「平和」と呼ばれているものは、決して単一のそれではない。そこには幾つかの(その多くはそれぞれ性質を異にする)「平和」が登場してくる。まずそれを列挙しておくとして以下の通りである。⁽¹⁶⁾

「皇帝の権力がザクセンの地に、その地の騎士たちの同意を得て確認(ないし、認証)した(古来の平和) (de alde vrede)。
 「国王の(日々の) 平和 (des koninges (dagelikes) vrede)。「帝国の平和 (des rikes vrede)。「裁判官が) 付与す
 る (werken) 平和」。「裁判官が) 命ずる (beden) 平和」。「約定せられる (あるいは、約定された) 平和 (de gelovede
 vrede)。「宣誓せられる (あるいは、宣誓された) 平和 (gesworene vrede)」。このほかに、いささか趣きを異にするが、
 前述した「平和日」と「禁制日」がある。また、以上のように特定できない「平和」もあるが(それらの「平和」は例外なく
 「平和を破る」・「平和破壊者」との関連で現われるので)、以下においては、まずこれら様々な「平和」を順次検討した上で、
 最後に「平和を破る」(den vrede breken)・「平和破壊者」(vredebreker)の用例を検討する。

(二) まず、「ラント法」の部の一箇所にだけ現われる「古来の平和」について——。この平和について最も注目され
 るのは、それが「ラント平和(令)群」と呼ばれる一連の条項群を導くラント法二・六六・一に登場してくる、というこ
 とである。真先にこの「古来の平和」を取り上げるのもそのためである。

この「古来の平和」は、先にも触れたように、「皇帝の権力がザクセンの地に、その地の騎士たちの同意を得て確認し
 (stedegeen — あるいは、認証した)もの」とされているが、この平和を享受するのは、具体的には、次のような人物・対
 象・場所である。第一に、「聖職者および聖界の人々、(未婚の)娘および(既婚の)婦人ならびにユダヤ人は、彼等の財
 産と彼等の身体について」、「すべての日々またあらゆる時に平和を持つべき」であり、第二に、「教会堂および墓地、
 ならびにあらゆる村の濠と垣の内部、鋤および水車場、水上および陸上の国王の道路、ならびにそこへ入来するすべ
 てのもの」は、「恒常的な平和 (stede vrede) を持つべき」ものとされる。

因みに、この平和がどれだけ「古い」と考えられていたかを知る手がかりとしては、「ザクセンのラント(民)が今な
 おその法について引合いに出している(—その法を負うと信じている)カール(大帝)」という一般叙述のほかに、ユダ

ヤ人については、「この平和は、彼等（ユダヤ人）のためにヨゼフスが国王ヴェスパシアヌスから、彼（ヨゼフス）が彼（国王）の息子ティトウスを痛風から治したときに、「それを」獲得したものである」、という叙述がある。

この「古来の平和」を破つた者に対する制裁について包括的ないし一般的な叙述は見当たらないが、一見明白にそれと関連するものとしては、「鋤を強奪し、もしくは水車（場）または教会堂または墓地を（強奪した、あるいは、そこで強奪を働いた）——者を、人はすべて車裂きにすべきである」、および、「婦人または娘を強姦した者……（からは、人は（その）首を刎ねるべきである」、という規定がある。また、「彼（被害者、原告）に対し、国王の道路上または村内のいづれかで平和を破つた（具体的には、傷を負わせ強奪を働いた）者」に（法廷）決闘を挑む手続を詳述した条項があるが、これについては後に（平和破壊との関連で）改めて論ずる。

（三）次に「国王の（日々の）平和」について——この平和は、「ラント法」の部の二条項中の二箇所に現われるが、関係条項はそれぞれ次のようになっている。

一つは、「聖職者およびユダヤ人で（も）武器を帯びており、また彼等の法に従つて剃髪していない者があり、人（誰か）が彼等に暴力（あるいは、暴行）を加える（Gewalt thun）ならば、人（加害者）は彼等に対して、俗人に対して（そう）するように、償（Beteten）べきである。けだし彼等は、国王の日々の平和に含まれており、いかなる武器をも帯びてはならないからである」。

ここでまず注目されるのは、「聖職者およびユダヤ人」が先の「古来の平和」の中にも含まれていたことである。右の件りは、彼等がこの「国王の平和」に与るのは彼等が（ほんらい）武器を帯びてはならないとされていたからだ、ということを明らかにしてくれる。「娘および婦人」もその点では彼等と同じく（自らは）武器を帯びていない。したがってその限りでは、彼女等もまた、この「国王の平和」に与っていたのではないか。——以上のように考えると、この「国王の

「平和」に含まれているものは、少なくとも人的対象（「人物」）に関する限り、先の「古来の平和」と同じことになる（そこで、本稿においては、この両者を同一のものと考へて論を進める）³⁵。

今一つは、「キリスト教徒があるユダヤ人を殺した（*er morden*）場合、人（「裁判官」は、彼（「キリスト教徒」）が彼（「ユダヤ人」）について破つた国王の平和によつて（「キリスト教徒がユダヤ人について国王の平和を破つたかどで）、彼（「キリスト教徒」）に対して裁きを下さす（*over ane richten*）」、または彼（「キリスト教徒」）が彼（「ユダヤ人」）に対して犯罪（*ungerichte*）を犯した場合（も同じ）」³⁶。

この条項を正しく理解するには、先行する条項（「ユダヤ人がキリスト教徒に対して殺人その他の犯罪を犯した場合、そのユダヤ人に対しては、「キリスト教徒に対するのと同じように」、つまりそれについての一般的な規定ないし準則に従つて裁きが下される³⁵）との対比を欠かさすわけにはいかない。それによつて少なくとも、ユダヤ人について（殺人その他の犯罪により）この「国王の平和」が破られた場合、（一般の殺人その他の犯罪の場合にくらべて）制裁が（何らかの意味で）加重された、ということだけは確実に推定できるからである³⁶。

（四）次に「レーン法」の部の一箇所に現われる「帝国の平和」について——。この平和については、まず、それが（他の平和とは異なり）「レーン法」の部にだけ現われる、ということが注目されるが、具体的にはそれは次のような文脈の中に登場してくる。

「帝国勤務（この場合、帝国の出陣）が家臣に対し、彼が出陣すべき日の六週間以前に、判決をもつて命じられ……るならば、（神聖）ローマ帝国の下にあるドイツ語（地域）の内部においては、彼は義務として勤務（あるいは、軍役奉仕を——以下同様）すべきである。……六週間のあいだ、家臣は彼自身の費用をもつて彼の主君に勤務すべきであり、また（それより）前の六週間および（それより）後の六週間のあいだ、彼は帝国の平和と *schacht rowe*（直訳すれば、*Schatruhe*＝槍

(の柄)の休止⁽³⁸⁾を持つべきであり、したがって(その期間中)彼に對して、いかなる彼の主君も(裁判期日を定めて彼を)レオン法廷に召喚することをえず、また帝国勤務を命ずることも(できない⁽³⁹⁾)。

以上がこの「帝国の平和」についてテキストの文言上明らかなことのすべてである。それによつてこの平和が、「帝国の出陣」との関連において、そのために準備中のあるいはそれへの途上にある、および、それから帰郷の途上にありあるいは帰郷後休養している「家臣」(すなわち「騎士」⁽⁴⁰⁾)たちに与えられることがわかるし、また(帝国の出陣を命ずるのは国王であるから)この平和を与えるのは国王であらう、と推定できる(ただし、この平和は——自ら武装能力のある騎士を對象にして、しかも「帝国の出陣」の前後各六週間と時を限っている点で——明らかに前述の「国王の平和」とは異なり、その点ではむしろすぐに後述する「(国王をも含む)裁判官が付与する平和」に近い)。しかし、この平和についてわかるのはそこまでであつて、たとえはこの平和が破られた場合についての規定は見当たらず、したがつてその場合の制裁についてもはっきりしたことは何もわからない。念のために一言すれば、いわゆる「軍隊の平和」(Heerfriede) (狭義におけるそれ、すなわち帝国出陣中の軍隊の、あるいは、軍隊内における平和)についても、ザクセンシュピーゲルにはまったく記述がない。⁽⁴¹⁾

(五) 次に「(裁判官が)付与する平和」について——。「ラント法」の部の九条項中の一〇箇所に、jm. (または、over etw.) vrede werken という定型的表現(受動態を含む——以下同様)が用いられている。⁽⁴²⁾これは各種の平和のうちで最も頻繁に現われるものであるが、その用例を調べてみると次のことがわかる。

まず(受動態の場合を除き)、誰がこの平和を付与するのか(＝平和を付与する主体)を見てみると、三箇所では「裁判官」、一箇所では(裁判官としての)「国王」と明記されており、⁽⁴³⁾また単に men (＝man) となつている四箇所の中にも、関係条項の文脈から「裁判官」あるいは(裁判官の命令を執行する)「フロンポーター」と推定できる箇所がそれぞれ一つある。⁽⁴⁴⁾以上によつて、この平和を付与するのは「裁判官」である、ということが明らかになる。

次に、この平和が付与される対象を見てみると、文章の形の上で二つのグループに分かれる。第一に、*im vrede werken* という形では、誰かを犯罪のゆえに法廷で訴える原告⁽⁴⁸⁾、訴が(法廷)決闘に及びながらその訴が判決をもって延期された場合には、原告と被告の双方⁽⁴⁹⁾、正当防衛により誰かを殺害した者が(後になってから)死者を伴わずに自ら法廷に出頭して裁判を乞うた場合(裁判官は罰金と人命金の支払を命ずるが)、死者の親族が人命金を受領するために出頭しない時には(彼等が訴をもってそれを取得するまで加害者に占有させ)その加害者(には平和を付与する⁽⁵⁰⁾)、地方的追放から自分を引戻そうとする者⁽⁵¹⁾、帝国アハトから自分を引戻そうとする者⁽⁵²⁾(裁判官と参審員によつて)フローンポテ(が選ばれた時⁽⁵³⁾)、それに——以上とはいささか趣を異にするが——、罰令(=禁獵)林に住む野獸⁽⁵⁴⁾、以上の者に対して平和が付与される。第二に、*over etw. vrede werken* という形では、法廷で判決をもって剝奪された土地と(法廷)讓渡されたアイゲン⁽⁵⁵⁾に対して平和が付与されている。以上を通じて、罰令林に住む野獸の場合を除くと、この平和が付与されるのは、その帰属をめぐつて現に紛争が生じた(あるいは、将来紛争が生じうる)土地⁽⁵⁶⁾、すでに起こつた犯罪をめぐる原告や被告(いかなる武器をも帶びずに)判決の執行に当たるフローンポテなど、実力による紛争にまきこまれやすい対象や人物であること、しかもそれらの対象や人物がいずれも何らかの形で裁判にかかわっていること、以上二つの点が注目される⁽⁵⁷⁾。さらに、この平和が破られた場合にいかなる(あるいは、いかにして)制裁が科せられるかについて見てみると、多くの場合それに関する直接の記述はなく、それが関係条項の文言から具体的にわかるのは次の三箇所だけである。第一に、罰令(=禁獵)林の中で(熊・狼・狐以外の)野獸を捕えた者は、(国王罰令権違反の際の罰金である)六〇シリングの罰金を支払う⁽⁵⁸⁾。第二に、(法廷)決闘に及んだ訴が判決をもって延期され原告・被告の双方に平和が付与された場合に「それ(=平和)が破られるならば、人(=平和破壊者)は、法(の定めるところ)に従い(*na rechte*)、まず第一にそれ(文言上は平和、実質的には平和破壊)を決闘なしに償う、(*Deten*)」。第三に、他人の土地の不法耕作に対する制裁は(たとえ不法耕作

者がその土地を自分のものと主張して争い、その土地の帰属をめぐる訴訟で敗れても）一般には贖罪金と罰金の支払が限度であるが、もしその土地が（すでに不法耕作者から）判決をもって剝奪されそれに対して平和が付与されている場合には、不法耕作者の「生命」または「健康（＝手）に及ぶ⁶⁵⁾」。以上の三つである。

（六）次に「裁判官が命ずる平和」について――

「ラント法」の部の二条項に、*vrede beden*（＝*gebieten*）という表現が二度現われる。この条項は（法廷）決闘の手續を詳述したものであるが、そのうちの二箇所は「なんぴとも彼等の決闘を妨害しないように、人は決闘場（*de warf*）に對し首にかけて、（*brime halse*）平和を命ずるべきである」とあるから、この平和が付与される対象は「決闘場」、それを破った場合の制裁が「斬首刑」、ということにははっきりしている。また、この平和を命ずる「人」が關係条項の冒頭に出てくる「裁判官」であることも、きわめて容易に確認できる。

念のために一言すれば、ザクセンシュピールゲルには、（学者の）いわゆる「裁判集会の平和」（*Dingfriede*）に関して、裁判集会の開催に先立ち（あるいは、その冒頭に）裁判官（具体的には、「国王罰令権の下に裁判集会を開催する」*グラフ*）が（シュルトハイスの判決を得て）「裁判集会の妨害」（*dinkslete*）と「騒擾」（*unlust*＝*Unruhe*）を禁じた、という趣旨の条項は存在するが、そこには *vrede* の語は登場してこない（したがって、その禁止に違反した者に対する制裁も、最もきびしい場合でも国王罰令権にもとづく罰金＝六〇シリング止まりであった、と推定される）。それとくらべると、（より危険と考えられる）決闘場の平和を破った場合の制裁がよりきびしくなっていること（および、それがこの「裁判官が命ずる平和」の効果であること）は明らかであろう⁶⁷⁾。

（七）次に「約定される平和」について――

「ラント法」の部の二条項中の二〔七〕箇所に（*den vrede loven*（＝*geloben, versprechen*）という定型的表現が現

られる。⁽⁷³⁾これは（実質的にそれを指す「平和」を含めると）、数の上で本節・（五）で扱った *vrede werken* にほぼ匹敵するが、この表現が（近接する）二つの条項に集中しており、しかも後代の補遺に属する箇所の比重が著しく高いこと（すなわち、アイケ自身の手になるテキストにおいては、この「約定される平和」が（まだ）それほど頻繁には登場してこないこと）に注意する必要がある。その用例を調べてみると次のことがわかる。

この「約定される」平和が現われる二つの条項においては、いずれもそれを約定する者と（それが約定される）相手方との（つまり、両当事者間の）関係が問題になっているが、一つの条項ではこの両者ともそれ以上は特定されておらず、今一つの条項においても（それが約定される）相手方（ないし対象）についてののみ、「諸侯」（および「城塞」）が、（それもこれらのものも、この平和を持ちうるものとして、つまり、この平和を持ちうるものの限界線上に位置づけられた上で）言及されているにすぎない。⁽⁷⁴⁾

注目すべきはむしろ次のことであろう。まずこの平和は— *binnen geloveden vrede*（「約定された平和（の期間）内」）⁽⁷⁵⁾ という表現にもうかがわれるように—（常時ないし恒久的に存在するのではなく）約定された期間に限って存在している。さらに、この（平和）期間内においては、（自ら平和を破ることはもちろん）相手方が平和を破った場合を除いて「平和が約定された者（＝相手方）を相手どって訴える」ことが禁止されている。⁽⁷⁶⁾ただしこれらのことによつて、この平和がいわば（両当事者間のみ成立する）「私的な」平和であることを推定できるからである。⁽⁷⁷⁾

また、この平和を破った者に対する制裁は次のようになっている。一つの条項によると、諸侯に対して約定された平和を破った者については、「人（＝裁判官）は彼に対して裁きを下す（*over en richen*）」（ただしこの場合、（実体的には）死刑、と推定できる）。⁽⁷⁸⁾もう一つの条項によると、「他の者のために約定した平和」については（贖罪金（人命金を含む）と罰金を）「償う」（*beteren*）⁽⁷⁹⁾、「自分のために自ら約定した平和」については「彼の首に及ぶ」（＝斬首刑）、とされている。⁽⁸⁰⁾

しかし、いかなる行為に及べばこの平和を破つたことになるかについて、(間接的に、しかもいわば例外的に重い行為の例として)「城塞を奪い、あるいは、(相手方の)従属民を捕える」ことが挙げられているのを除くと、定かなことはわからない。

(八) 次に「宣誓される平和」について――

「ラント法」の部の三条項中の三箇所に (den) vrede sweren という表現が現われる。そのうちの二箇所は、「禁制日内に人は、平和を(宣誓することを)除いて、宣誓してはならない……」として、平和を特別(重要)視する姿勢をうかがわせてはいるが、この(宣誓される)平和について具体的には何も述べていない。

その点について多少とも具体的に述べているのは、次の条項だけである。すなわち、「宣誓された平和(の期間)内には、帝国勤務のためおよび馬上の槍試合 (turnei) のための除いて、剣以外いかなる武器をも帯びるべきでない。これにたがって(それ以外の)武器を帯びる者すべて、それらの者に対して人(=裁判官)は裁きを下さす (over en richen) けだし彼等は帝国アハトに処せられている(直訳すれば、帝国アハトの中にある)のだから、彼等がそのことのゆえに(あるいは、それ以外の武器とともに)捕えられる場合には」と。

この条項が宣誓された平和の期間内における剣以外の武器――特に槍――の携行を禁止する趣旨のものであることについては説明を要しないであろう。さらに、「宣誓された平和(の期間)内に」という表現から、この平和が――前述の「約定される平和」と同じく――特定期間に限って存在していたことも明らかである。しかしそのことから、この「宣誓される平和」が「約定される平和」と(少なくともその基本的な性格において)同一のもの(つまり両当事者間の契約)にもとづく「私的な(平和)」と解しうるか、は問題である。結論から言うと、私にはどうもそうは思えない。

第一に、もしこの条項が平和を約定した両当事者を念頭に置いたものだとすると、ある地域の中で他の者(=騎士)た

ちは槍を携えているのに、たまたま平和を約定した者だけが剣を帯びることしかできず（身を守るのに）不利な立場に置かれる（すなわち、この条項はある地域全体に行なわれないと背理に陥る）ことになるし、現にこの条項は右の引用にひきつづき、「人はまた城塞の中ではまた都市の中でもまた村落の中でも剣を（さえ）帯びてはならない、そこに住居または宿所を有する者はすべて」と述べ、ある地域内における（あるいは、そこに居住しあるいは宿泊する者全員に対して）剣の携行を禁じている。⁽⁸⁸⁾ 第二に、この条項はいわゆる「ラント平和（令）群」に属して（おり、事実ある特定のラント平和令中の一条項を下敷にして）いるが、当時のラント平和令は、（一般的には）時限的な性格をもっていた（したがって、「宣誓された平和」内という表現から直ちにそれを「私的な」平和と帰結することはできない）だけでなく、（一般的にはまだ）その中で平和令（そのものの順守）を宣誓するよう義務づけていた（いわゆる「平和の宣誓」⁽⁸⁹⁾ *Friedenseid*）。第三に、右の引用に明らかのように、（槍の携行の禁止に）違反した者が（ただちに）帝国アハトに処せられた（あるいは、そのように見なされた）とすれば、この平和を定めあるいは行なう主体は「国王」である可能性が大きい。⁽⁹⁰⁾

以上の理由から私は、この「宣誓される平和」は、前述した「約定される平和」とは異なり、（国王が制定したある（特定の）ラント平和令を念頭に置いた）いわば、「公的な」平和である、と考えたい。因みに、以上のように考えることによつてはじめて、残つたもう一つの条項「彼（＝国王）は（選ばれて、帝国に対し忠誠の宣誓 *Huide*）および即位に伴う宣誓をなした後）決していかなる宣誓をもなすべきでない……。（他の）人が平和を宣誓する場合に、彼は宣誓の代りに彼の約定（*sin gelovede*）をなすべきである」（特にこの場合、なぜ国王も平和を宣誓するのか、ということ）もよく理解できらるであろう。⁽⁹¹⁾

（九）次に「平和日」と「禁制日」について――。

（一）「平和日」という言葉はラント法二・六六・二（すなわち、いわゆる「ラント平和（令）群」の中、それも、本節・二）

で前述したラント法二・六六・一の直後に位置する条項)に二度現われるだけである。⁽⁹⁴⁾ この条項は、まず冒頭で、「神聖日および禁制日、これら(の日)はすべての人々に平和日として定められている」と言い、それにつづいて四つの週日(木・金・土・日曜日)の宗教的意味について解説したのち、「それゆえにこれらの日は、現行犯で捕えられる者、または帝国アハトに処せられている者、または(当該)裁判管区において地方的追放に処せられている者を除き、すべての人々とつて共通の平和日である」、という文章で結ばれている。

この条項では「禁制日」という表現が「平和日」よりも狭い概念として(「神聖日」プラス「禁制日」イコール「平和日」)用いられていることが注目されるが、この条項がいわゆる「神の休戦」(Tregga Dai)の成果を(それも、最も発展した形で)継承して、これらの「平和日」における一切の(特に暴力)犯罪を禁止する趣旨のものであることについては纏説を要しないであろう。

(2)「平和日」という表現はこれだけであつて、他はすべて「禁制日」という表現になつている。次にその用例を調べてみると、次のことがわかる。

まず、右のラント法二・六六・二において「平和日」の保護が及ばないとされている者に対する例外措置を見ていくと、(文言上は)「地方的追放に処せられている者」(実質的には「帝国アハトに処せられている者」をも含む)は、禁制日内でも逮捕することはできる、ただし彼に対して裁きを下し、(over en riehen)てはならない。⁽⁹⁵⁾これに対して、「現行犯で捕えられる者」は、禁制日内でも(逮捕することはもちろん)彼に対して裁きを下すことができる。⁽⁹⁶⁾また、後代の補遺にかかるとあるが、禁制日に平和を破る者を禁制日は保護しない、という趣旨の条項もある。⁽⁹⁷⁾

これらの規定は「禁制日」(ないし「平和日」)の趣旨(特に暴力的な犯罪の禁止)からみてよく理解できるであろうが、「禁制日」には(二見)(暴力的)犯罪と無関係なことまで禁止されている。一つは、「禁制日」には宣誓をしてはなら

ない、とされている。ただし、これには例外があつて、本節・(八)ですでに述べたように「平和」を宣誓する場合、それに、「現行犯で捕えられた者を相手とつて」(その有罪を証明するために宣誓する場合がそれである。もう一つは、「禁制日」には裁判集会を開催してはならない、とされる。⁽¹⁰⁾これがその理由について最も理解の困難な規定であるが、他方では「禁制日」でも犯罪以外の訴についてなら裁くことができる⁽¹¹⁾とされている。そのことを「現行犯で捕えられる(あるいは、捕えられた)者」に対する前述したような例外措置と併せて考えると、現行犯の場合については緊急な必要から已むを得ないとして、「禁制日」(ないし「平和日」)にはたとえ裁判という形でも(特に)処刑につながりうるようなことはできるだけ避けたい、という考え方にもとづくものではないか、と推定できさうである。

その点はいずれにもせよ、以上が「禁制日」に関する規定のすべてである。見られる通り、「禁制日」に(特に暴力的犯罪を働いて)平和を破つた場合の(実体的な)制裁(ないし、その処置)に関する明示の規定はなく、(要約すれば)単に「禁制日」は「現行犯で捕えられた者(や、平和破壊者)等を保護しない、ということ⁽¹²⁾を定めているだけである。因みに、前述したラント法二・六六・二の末尾が同趣旨のことを「平和日」という言葉を用いて述べていることから、これらの箇所においては「禁制日」という概念が(「神聖日」を含めて)広義に用いられていることは明らかであろう。⁽¹³⁾

(3)とところで、「レーン法」の部の二条項に「祝祭日」を意味する言葉(vireldage, vire)が出てくる。しかも、これらの条項はいずれも「平和」(ないし、「禁制日」)の問題と関係するので、念のためにそれを検討しておくこと以下の通りである。

一つの条項は、レーン法廷(＝レーン法裁判集会)の開催に関連して、次のように述べている。「家臣はまた彼の主君に對し次のことをもつて勤務(または、奉仕)すべきである、すなわち、彼(＝家臣)が、午前中および禁制日(以)外(の日)におよび祝祭日(以)外(の日)に(buten vireldagen)、彼(＝主君)のためにレーン法廷において判決を発見する

説
こと(をもつて)⁽¹⁰⁾。この条項の「禁制日」が「祝祭日」と區別された⁽¹¹⁾。狹義の概念であることは言うまでもないであろうが、この条項によつて、(レーン法) 裁判集会は「祝祭日」にも開催されえないこと(したがって、(2)で扱つた「禁制日」は広義の概念であること)を確認することができる⁽¹²⁾。

もう一つは次の通りである。⁽¹³⁾(直前の条項の末尾に、「人がある者に一つの事件のゆえに二度または三度償う、(beten) のは法でない(あるいは、正しくない)」とあるのを承けて)、「しかし誰しもある者(≡相手方)に対して平和(i)と祝祭日(の平和)(de vrie)を破る者があれば、その者は一つの事件のゆえに二度、(すなわち)世俗と教会の裁判所(gerichte)に対して、罰金を支払わなくてはならない、また(むしろ、しかし)平和(ii)が破られた者(≡相手方)はそれによつて一つの贖罪金以外(≡以上)のものを取得することはない(下略)」。つまりここでは、「世俗の平和」のみならず同時に「祝祭日(の平和)」をも破つた行為に対する制裁が「罰金」と「贖罪金」の支払であることが明記されている。⁽¹⁴⁾この場合、「平和」を破りながらしかもそうした(軽い)制裁ですむ行為とはいかなる行為かが問題となりうるが、結論的には(軽微な)暴行を念頭に置いたものと考えることができそうである⁽¹⁵⁾。

(一〇)最後に「平和を破る」および「平和破壊者」という表現について――。

(一)まず、den vrede breken (≡ brechen) という定型的表現が、「ラント法」の部の九(一〇)条項中の一〇(一二)箇所、および、「レーン法」の部の一条項中の二箇所、都合一〇(一二)条項中の一二(二四)箇所に現われる。このうち三(四)箇所は、明示的に「国王の平和」または「約定される平和」と関係し、既にここまでのところで考察済みなので、ここではそれらを除いた九(一〇)箇所について見ていくことにする。

まず、具体的にいかなる行為が「平和を破る」行為とされているかを見てみると、それを文言上特定できる場合は――すでに別な関連で前述した(軽微な)「暴行」と推定される(二)条項中の(三)箇所のほかは――次の三箇所だけである。第

一に、「彼等(II不真正な人々)の一人を傷つけ、または強奪、または殺し、あるいは不真正な婦人を強姦し、しかして彼等に対して平和を破る」場合。⁽¹⁰⁾ 第二に、「国王の道路上または村内のいずれかで、彼(II被害者・原告)に対して平和を破り、……(彼を)傷つけ、……(彼の財物を)強奪した」場合。⁽¹¹⁾ 第三に、城塞を拠点にして(傷害および)強奪を働いた場合。これら三つの場合がいずれも典型的な暴力犯罪を念頭に置いていることは改めて指摘するまでもあるまい。

次に、これら三つの場合に、「平和を破る(あるいは、破った)者」に対していかなる(あるいは、いかにして)制裁が加えられるかを見てみると、申し合わせたように、次のような文言が現われる。すなわち、(右の第一の場合)「人(II裁判官)は平和の法に従つて、(na vredes rechte) 彼(II平和を破る者)に対して裁きを下さす、(over ene richten) べきである」。(右の第二の場合、被害者が加害者を法廷で訴え彼に決闘を挑んで)「(被告II平和を破った者が)(決闘で)打ち負かされる(II有罪を証明される)ならば、人(II裁判官)は彼に対して裁きを下さす、(over en richten)」。(右の第三の場合、犯人が他の裁判管区の村落・都市・城塞へ逃げこみ、しかも(他の裁判管区の人々によつて)現行犯で逮捕されると)「彼等(II被害者の叫び声に応じて)そこまで犯人を追跡した人々」は彼を(自分たちの裁判管区へ)連れ戻し、しかしてそれ(IIその平和破壊)について法(II裁判)をおこなう」ことになるが、その前に「彼等は、彼等が彼に対して適法に裁きを下ささない、(nicht rechte over ene richten) 場合に(備えて)、その者(II平和破壊者)の人命、金のために保証人を立てなければならぬ」。⁽¹²⁾

もちろんこれらの場合、他の条項との比較によつて、「平和を破る(あるいは、破った)者」に対して科せられる(実体的な)制裁(ないし、刑罰)を特定することは可能であり、具体的に言えば、彼は(少なくとも)「手の)切断刑」あるいは(大部分)「死刑」に処せられることになる。⁽¹³⁾ しかし、右の三箇所以外の箇所においても(実体的な)制裁についての直接的な記述が見当たらず、その代りに、「誰であれ禁制日内に平和を破る者を、禁制日は保護しない(具体的には、禁制日でも人は彼を逮捕できることはもちろん、(少なくとも)現行犯の場合には)「彼に対して裁きを下さす」こともできる」⁽¹⁴⁾、あるいは

は、「誰であれ平和破壊者を殺しまたは傷つけた者があり、彼（＝自分）は彼（＝平和破壊者）を彼の逃走の際にまたは彼が平和を破つた行為中に（すなわち、現行犯において）傷つけた旨、自分とも七人で（証人により）立証できるならば、彼はそれについて償なしですむ」など、いわば手続（法的なニュアンスの強い文言が見られる。そうだとすれば、最も一般的な形で書かれている「誰であれ平和を破る者があれば、それ（＝平和破壊）を人は本書の前のところで述べられているように裁くべきである」といった条項も、単に実体法的に受け取（つて、実体刑法的な条項とだけ照合す）るのではなく、（少なくとも）それより前に位置し平和破壊事件を裁くための手続について定めた諸条項をも念頭に置いて理解なくてはならない、ということになろう。

（2）次に「平和破壊者」について—— *vredebrekere* の語は（すでに前節で述べておいたように）「ラント法」の部の六（二〇）条項中の七（一一）箇所に現われるが、そのうち具体的理解の最も困難な一箇所は、用法の上でも例外的と目されるので、まずその箇所の検討からはじめたい。

ラント法二・一三・五においては、「平和破壊者」の語が「人を殺し、または捕え、または強奪しまたは——放火謀殺でなく——焼き（殺し）、あるいは婦人または娘を強姦する者」と「姦通中に捕えられる者」の中間に現われ、それらの者とともに「斬首刑」に処せられる。そのことから、この「平和破壊者」が「平和を破つた者」ないし「平和破壊者」一般を意味しえないことは明らかであるが、彼がいかなる行為によつて平和を破つたかは特定できない。ただし、彼が（本節・（九）までに扱ってきた各種の平和のうち）いかなる「平和」を破つたかについては推定できないわけではない。

このラント法二・一三・五を除くと、「平和破壊者」の語はすべて（基本的には）各種の平和に関係づけられることなく（その意味で、一般的な形で）用いられており、また、文言上彼等に科せられる（実体的な）制裁が明示されていることもない。特にこの（後の）点を、これらの五（九）条項中の六（二〇）箇所について、「平和破壊者」が平和を破つた行

為を特定できる場合と特定できない場合に分けて見ていくと、以下の通りである。

まず、「平和破壊者」が平和を破った行為を特定できるのは、四（五）条項中の五（六）箇所に現われる五つの場合である。第一に、本項・（一）で前述した「平和破壊者」に（法廷）決闘を挑む（したがって、被告が国王の道路上または村内のいずれかで、原告を傷つけ、強奪した）場合。この場合、「その者（＝原告）は、彼が彼の平和破壊者を to rechte（＝直訳すれば「法へと」、つまり「法に服させるべく」ないし「裁判にかけるべく」の意）擱まえることができるよう、裁判官に乞わなくてはならない」が、「平和破壊者」がこの決闘で「打ち負かされるならば、人は彼に対して、裁きを下す」⁽¹⁴⁾。第二に、同じく本項・（一）で前述した城塞を拠点にして（傷害および）強奪を働いた場合。この場合は、「いずれかの城塞に人（＝城主および城臣）が法に反して平和破壊者を匿まう（しかも、叫び声をもってその前に呼ばれた裁判官の犯人引渡要求に応じない）」と、「人（＝裁判官）はそこに居るすべての者（＝城主および城臣）を地方的追放に処する」⁽¹⁵⁾。第三に、（自分の家屋敷に宿泊させた者＝客人の一人が）殺人（または故殺）その他の犯罪を犯した場合。この場合は（宿主を含め）村民たち全員が……平和破壊者を（捕えて、裁判にかけるため）留め置く」（のが原則）⁽¹⁶⁾。第四に、（私見によれば）窃盗または強奪の犯人が現行犯で逮捕された場合。この場合には、「平和破壊者が現行犯において捕えられるならば、人（＝裁判官）は平和の法に従って彼に対して裁きを下す（over ene riehen）」⁽¹⁷⁾。第五に、（少なくとも主に）強姦の犯人が現行犯で逮捕された場合（と解されるもの）。この場合は、「叫び声に従う（＝叫び声に応じて馳せ参ずる）者は、……平和破壊者を（捕えて）留め置き、……法廷に連れ出す」⁽¹⁸⁾。

以上の場合、いずれも制裁についての手続（法的文言が表面に出ていることは改めて指摘するまでもあるまいが、こうした傾向は、「平和破壊者」が平和を破壊した行為を特定できない一（四）条項中の一（四）箇所においては、もっと鮮明な形で現われる。すなわち、第一に、すでに本項・（一）で前述した「平和破壊者を殺しまたは傷つけた」場合には、

「彼の逃走の際にまたは彼が平和を破つた行為中に（すなわち、現行犯において）彼を傷つけた旨、自分とも七人（の証人）で立証できるならば、彼（＝正当防衛の加害者）はそれについて償なしですむ⁽¹⁰⁾」。第二に、（同じく）「他の者を傷つけまたは殺した者」がこの「死者または負傷者を捕えて法廷に連れ出し、平和破壊者として服罪させようとし」ながら、それに失敗した場合にはしかし、「彼自身、彼が彼（＝死者または負傷者）に加えた犯罪（すなわち、傷害または殺人）について服罪させられたことになる⁽¹¹⁾」ないし「人（＝裁判官）は平和の法に従つて彼（＝自称「正当防衛」による加害者）に対して、裁きを下さ⁽¹²⁾（over ene richten）べきである」。第三に、「彼（＝平和破壊の被害者、原告）が平和破壊者の名を知らない」場合には、「彼（＝平和破壊者）の名を挙げずに訴えるべきである⁽¹³⁾」。

以上の場合については、上述の傾向（がより鮮明に現われること）のほか、第一に、後代の補遺にかかる部分の比重が大きいいこと、第二に、「平和破壊者」の語が（特に後代の補遺にかかる部分において）さらに一般的な形で（敢えて言えば、ほとんど「犯人」（一般）、特に「現行犯人」（一般）と同じ意味で）用いられていること、が注目される⁽¹⁴⁾。

(3) 以上、本項・(1)と(2)における（平和破壊・平和破壊者）の考察の過程で、われわれは三度にわたり *na vriedes rechte*（平和の法に従つて）という表現に遭遇した。本項の最後に、念のためこの表現の用法を一括して検討し、「平和の法」とは何かについて考えておきたい。

まずラント法三・三六・二（＝「平和破壊者が……現行犯において捕えられるならば、人（＝裁判官）は平和の法に従つて彼に対して裁きを下さ⁽¹⁵⁾」）。この場合、「平和破壊者」は（実体的には）「死刑」または「（手の）切断刑」に処せられることになる、と推定できるが、この条項そのものは、一読して明らかかなように、手続（法的文言が最も鮮明で、しかも直接に現行犯手続を論じた条項である。次にラント法（一・六九）（＝「また誰であれ、ある死者または負傷者を捕えて法廷に連れ出し、そして彼（＝死者または負傷者）を、決闘をもつて、または決闘によらずに、服罪せしめようとする者があり、彼（＝原告）が

彼(Ⅱ被告)を服罪させ(え)ない場合には、人(Ⅱ裁判官)は平和の法に従つて彼(Ⅱ原告)に対して裁きを下さすべきである」。この場合にも、被告の服罪に失敗した原告に対して下される(実体的な)制裁は「死刑」または「(手の)切断刑」であるが、このケースはもともと(生命と手に及ぶ)現行犯(に對する「正当防衛」)に端を発するものであり、ある意味では現行犯手続の延長と見なしうるものである。⁽¹⁷⁾最後にラント法三・四五・一一(Ⅱ「誰であれ彼等(不真正な人々)の一人を傷つけまたは強奪しまたは殺し、もしくは不真正な婦人を強姦し、しかして彼等に対して平和を破る者があれば、人(Ⅱ裁判官)は平和の法に従つて彼に対して裁きを下さすべきである」)。これは「平和の法」に関する(三)条項のうち(二見)実体的なニュアンスの最も強い条項である。傷害・強奪・殺人・強姦に対して「死刑」または「(手の)切断刑」の制裁が科されることは容易に確認できるだけでなく、⁽¹⁸⁾それらの犯罪そのものを「平和を破る」行為と見なすことが犯人に「平和の法」を適用する論拠とされているからである。⁽¹⁹⁾しかし、不真正な人々がこの場合なぜ原告の地位に即けるかを考えることによつて、この条項もまた(黙示的にはあるが)現行犯手続を前提にしていることが明らかになる。⁽²⁰⁾

以上のように見てくると、「平和の法」が(実体的には)(中世の平和運動が生み出した)生命・身体刑のシステムであることは間違いないが、「平和の法」と言われる場合、それと並んで、(身体・生命刑を適用するための)手続——とりわけ「現行犯手続」とのつながりを見失つてはならない、ということがはつきりするであろう。⁽²¹⁾

註

(1) 「凡例」に挙げた諸論文を参照されたい。

(2) 「アイゲン」、はじめに、一—二頁、「相続法の位置」、四・(二)、六六—六七頁、および、特に「補論」、一・(二)―(四)、二〇—二九頁を参照されたい。

(3) 「アイゲン」、上掲箇所、および、そこに付された註(5)を参照されたい。

(4) 「補論」、一・(二)、一九〇頁で述べておいたように、ザクセンシュピীগエルでは、*lantrecht* の語はラント法を(レールン法など)他の法と対比する場合に限って用いられている。また、ラント法に關しては、たとえば(*mit lantrecht*に對應する) *mit lantrechte* という表現は見当たらず、その代りに単に *mit rechte* と言われている。詳しくは「ラント法とレーン法」(二)に譲るほかないが、これらの事実から、ザクセンシュピীগエルの著者にとつては、「ラント法」こそが「法」であり、あるいは、「法」と言えばまずもつて「ラント法」のことではなかつたのか、という推定が生まれる(「補論」、註(12)を参照)。本文に、「(少なくとも)」と記したゆえんである。

なお、私はすでに「ゲヴェーレ」論文いろいろ、ザクセンシュピীগエルが(たとえ不法に取得されたものであつても)所領の占有を保護しようとしているのは「平和への関心」(すなわち、所領の帰属をめぐる紛争を、実力によつてではなく、法廷において解決させようとする志向)に導かれたものである、ということをしつこく繰り返して来たし(たとえば、「ゲヴェーレ」、三・(三)、一一〇二頁、四・(三)、特に二四頁、おわりに、四〇〇四頁、および、註(35)・(90)、「アイゲン」、三・(二)・③、二六頁、三・(二)、二七二九頁、三・(六)、三七七三八頁、「補論」、二・(四)、三六頁以下、および三、四三頁以下)、また、「アイゲン」論文では、「參審自由人の」犯罪についての(刑事)裁判権の背後にあつてそれを支え推進してきたのも、ほかならぬ平和への関心であること(三・(四)、三四頁)、および同書には類型を異にする多様な「平和」が登場してくること(註28)、などをも指摘しておいた。本稿はこうした脈絡においては、ザクセンシュピীগエルにおける *Stille* の用語法を網羅的に検討することによつて、右のような幾つかの知見を改めて検証するとともに、それらを「平和」の概念を軸にしていわば一つの全体像に再構成することになる。

(5) 本稿においても、ザクセンシュピীগエルの關係条項や關係箇所の数をかぞえる場合、必要に応じて、通常アイケ自身の手になるものとされているものは括弧を付さずに、また、アイケ以後に補遺にかかるものとされているものを加えた数は括弧内に示す(なお、条文の引用中「」内の部分も、アイケ以後の補筆にかかるとされているものである)。念のために一言しておく、「ラント法とレーン法」(二)、註(132)で指摘しておいたドイツ語第二版の問題は、*rede* の語に關しては実質的には存在しない(具體的には、後述する「平和」に關係する箇所の中でドイツ語第二版で補筆されたのは、ラント法三・一〇一だけであるが、その *binnen gebunden dagen* の用法には——改めて後述するように——格別の特異性は認められない。ただし、後註(43)を参照されたい)。

- (6) ラント法一・五三・四、一・六三・一、一・六三・四(二箇所)、(一・六九)、二・四・一(二箇所)、二・一〇・三、(二・一〇・四)、二・一四・一、二・六一・二、二・六六・一(一箇所)および三箇所、二・六九、二・七一・一、二・七一・二、二・七一・四、三・二、三・七・三(三箇所)、三・八(三箇所)、三・九・二(二箇所)および(六箇所)、三・一三、三・二〇・三、三・三四・一、三・三六・一、三・三六・二、三・四五・一(二箇所)、三・五四・二、三・五六・一、三・五・六・三。レーン法四・一、六九・一二(二箇所)。
- (7) ラント法(一・五〇・一)、(一・六一・五)、一・六三・一、(一・六九)、二・一三・五、二・六九、二・七二・一(二箇所)、三・一・二、三・三六・二、(三・九一・一)。
- (8) ラント法二・六六・二(二箇所)。
- (9) ラント法二・一〇・一、二・一〇・三、(二・一〇・四)(二箇所)、二・一〇・五(二箇所)および(一箇所)、二・一〇・六、二・一一・四、二・六六・二、三・六一・一。レーン法四・四(三箇所)、六五・二、六九・一〇(二箇所)、七二・一。
- (10) *vreddage* と *(ge)bundene dage* の異同については、次節で改めて論ずる。
- (11) 「はじめに」の末尾および前註(4)の前段で述べたところを参照されたい。
- (12) 前註(4)の後段でも述べたように、以下の要点は前稿「アイゲン」、註(208)でも述べておいた。ただし、煩雑さを避けるために一々お断わりしないが、前稿と本稿の間に相違がある場合には、本稿の叙述を——*vrede* の用語法を精査した後—to 達した——現在の私見と理解された。
- (13) ラント法二・六六・一(ii)(ii)(同じ条項に同じ語——この場合 *vrede*——)が繰り返し現われる場合、その語がテキストに現われる順に従って、(i)、(ii)、(iii)などと記す。
- (14) ラント法三・二、三・七・三(i)。
- (15) レーン法四・一。
- (16) ラント法二・四・一(i)と(ii)、二・一四・一、二・六一・二、三・一三、三・二〇・三、三・三四・一、三・三六・一、三・五六・一、三・五六・三。
- (17) ラント法一・六三・四(i)と(ii)。
- (18) ラント法三・八(ii)、三・九・二(i)(ii)、(iii)(v)(vi)(viii)。

- (19) ラント法二・一〇・三、二・七・二、三・五四・二。『邦訳』では、これらのうち二・七・二は「誓約された」、三・五四・二は「単に」「誓う」となっているが、一つには訳語の一貫性のために、今一つには「約定される平和」との対比(この点についてはさらに後述する)を明確にするために、すべて「宣誓する(あるいは、された)」と改めた。
- (20) 前註(8)と(9)を参照されたい。
- (21) 前註(13)と(19)に挙げなかった *vrede* がすべて特定できないわけではない。(実質的に)たとえばラント法二・六六・一〔(i)〕、(iii)・(iv)が「古来の平和」を、三・七・三〔ii)〕が「国王の平和」を、三・八〔iii)および三・九・二〔(iv)・(vii)〕が「約定される平和」を指すことは容易に確かめられるであろう。そこで念のために、これらの箇所を除いて、まだ右に挙げていない箇所を摘記すると、ラント法一・五三・四、一・六三・一、(一・六九)、(二・一〇・四)、二・六九、二・七・一、二・七・四、三・八〔i)〕、三・三六・二、三・四五・一〔i)〕と〔ii)〕、レーン法六九・一一〔i)〕と〔ii)〕、以上である。特徴的なことに、これらの箇所はすべて「平和を破る」行為あるいは「平和破壊者」と関係している。次註(22)をも参照されたい。
- (22) *vredebrekere* については、前註(7)を参照。因みに、*den vrede breken* という(定型的)表現は、ラント法一・五三・四、一・六三・一、(二・一〇・四)、二・六九、二・七・一、二・七・四、三・七・三〔i)〕(*des koninges vrede*)、三・八〔i)〕、(iii)、三・九・二〔(ii)〕、(iv)〕(*den geloveden vrede*)、三・四五・一〔i)〕、レーン法六九・一一〔i)〕、(ii)〕に出てくる。前註(21)の後段に挙げたものうち、これらの箇所および前註(7)所引の箇所に含まれていないのはラント法三・四五・一〔ii)〕だけであるが、この箇所の *ene* (=*in*) は *vredebrekere* を承けたものである。
- (23) 換言すれば、ラント法二・六六・一から三・三にいたる条項は、ある特定のラント平和令を下敷にしたもので、実質的にもすべて、(多かれ少かれ)「ラント」平和」に関係している。この点については、クレッシェル「ゲルマン法」、一七五―一七六頁を参照されたい(ただし、同書における二・六六・一の邦訳(一七五頁末)中、「さて、皇帝が……」とあるのは誤りで、「さて、皇帝の権力が……」と補っておきたい)。
- (24) 「すべての日々またあらゆる時に」持つべき平和と「恒常的な」(*stedet*)な平和の異同が問題になりうるが、一応、基本的には同じことと考えて論を進める。ただし、両者の(ありうる)ニュアンスの相違については、後註(33)を参照されたい。
- (25) 「序文」(*Textus prologi*)の末尾。この件については「邦訳」の誤りをも含めて、「相統法の位置」、二・(一)、六〇

頁、および、註(11)を参照されたい。

(26) ラント法三・七・三(ii)。この件りは、文言上、「国王の平和」にかかわっているが、すぐに後述するように、その「国王の平和」は二・六六・一の「古来の平和」と同一のもので解される。

(27) なお、二・六六・一に挙げられている人物・対象・場所の中には、すでに(特にカローリントン朝の)フランク時代に「国王の(特別な)保護」の下に置かれていたものが少なくないが、本稿ではそうした事実のレベルにおける歴史的脈絡や(フランク時代と中世の「平和」の間の)異同の問題には一切立ち入らない。念のために一言すれば、本文で指摘したのも、「古来の平和」が事実とだけ「古い」か、ということではなく、ザクセンシュピエーゲルの著者がそれをとだけ「古い」ものと考えていたか、ということである。

(28) ラント法二・一三・四。因みに「車裂き」はザクセンシュピエーゲルに見られる刑罰の中で最も重いものであるが、一般の「強奪」(「人を強奪した者」)は(いちだん軽い)「斬首刑」に処せられる(ラント法二・一三・五)。したがって、鋤や水車(場)、教会堂、墓地(で)の強奪に対する制裁が「車裂き」に加重されるのは、この平和の効果であると解することができる。

(29) ラント法二・一三・五。なお、この条項中に、この「婦人または娘を強姦した者」の直後に、「平和破壊者」が登場してくる。それについては(本節の末尾で)改めて後述するが、この「平和破壊者」が二・六六・一の「古来の平和を破った者(一般)」——したがってまた、「各種の)平和を破った者(一般)」——でありえないことは、前註(28)を御参照いただければ明らかであろう(「鋤などを強奪した者」は、斬首刑ではなく、「車裂き」に処せられるからである)。

ところで、すぐ前のところ(および前註28で述べた二・一三・四と比較すると、次のような疑問が生まれるであろう。すなわち、同じ「古来の平和」の保護の下にある「鋤(など)」を強奪しただけで「車裂き」に処せられるのに、「娘および婦人」に対する強姦はなぜ斬首刑ですむのか、と。

この疑問については、おそらく次のように答えることができよう。前註(28)で述べたように、「強姦(一般)」は斬首刑なのに、特に平和を保護された(＝「古来の平和」の対象とされた)「鋤(など)」の強奪」は「車裂き」になる。同じように、「人(一般)」を「殺す」(slan = schlagen, erschlagen, totschiagen) — なお、中世における Tötung については R. Hs. Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, 2. Teil, 1935, S. 75ff. を参照されたい)と斬首刑だが(二・一三・五)特に平和を

保護されている「娘および婦人」(ならびに、後述する聖職者やユダヤ人)を殺した者は *Mordere* (に含まれるもの)として「車裂き」になると推定される(二・一三・四——なお、中世における *Mord* については、*a. a. O. S. 90ff.* を参照)。したがって、婦女に対する「強姦」が斬首刑ですむのは、(婦女に対する平和の保護が軽視されたからではなく)単にそれが「(婦女)殺害」よりも軽いと見なされたことを意味するのであろう(なお、強姦については改めて後述する機会がある)。

以上のことは、(三)の平和が破られた場合、常に(様に制裁(たとえば斬首刑)が科せられたのではなく、平和破壊の具体的態様に応じてそれに対する制裁が異なりえた、ということを示唆している点でもきわめて重要である。

(30) ラント法一・六三・一。因みに、二・六六・一に列挙されている人物・対象・場所の平和を破った場合のことが文言上直接に出てくるのは、以上のほかには、本節(二)ですぐに後述するキリスト教徒が「ユダヤ人」に対して殺人などの犯罪を犯した場合のことだけである。このことも、前註(29)で述べた婦女(など)の殺害が「謀殺」に含まれていた、という推定を支持する方向に働くであろう。

(31) ラント法三・二。この条項の大意が、聖職者やユダヤ人に「国王の平和」の保護が及ぶのは、彼等が武装をしていない限りにすぎず、それは彼等が(ほんらい)武装を許されていないからである、という趣旨であることは明白であろう。しかし、その論旨を正確に把握するには、*gewalt dun* と *beteren* の語を正しく理解することが前提となる。

まず、*gewalt dun* というのは、具体的にいかなる行為を指すのであろうか(なお以下は、前稿「*Ergangewere*」註(1)で、*gewalt mit gewalt* の用語法について述べたことを補足することになるので、それを併せてお読みいただければ幸いである)。ここでは、(武器を帯びている)聖職者やユダヤ人と(普通の)俗人と同じに扱われているのだから、(普通の)俗人に対してこの行為が犯された場合、それに対する制裁は *Beteren* であることを確認できる。したがってこの場合、*gewalt dun* というのは(一般の人間について) *Beteren* なる法的帰結を伴う(あるいは、そうした法的帰結をしか伴わない)行為である。

それならば、*Beteren* とは具体的に何によってどのように「償う」のであろうか。*Beteren* の語は、(従来の経験では必ずしも完全を期し難いが、とりあえず) *Text II, Glossar der Wortformen, S. 163* に拠れば、(二)の三・二をも含めて)「ラント法」の部の一四(二)二(二)箇所、「レーン法」の部の二箇所(用いられている。厄介なことに、それらのうち(このラント法三・二をも含めて)「平和」に(直接に)関係する二(三)二箇所(三・二のほか、三・九・二)と三・三六・一)においては、*Beteren* が具体的に何を意味するか、少なくとも関係条文の明示の文言からは特定できない。そこで、これらの箇所においては本稿でそ

のつど考察することにし、残りの二二(二〇)箇所について調べてみると、次のような結果が得られる。

まず、「償う」ものの具体的内容について、最も多いのは(相手方に与えた損害(額)に応じた「損害賠償」(の支払)と解されるもので六(九)箇所(ラント法二・一〇・五)(ただし、「債務」の支払をも含みうる)、二・三四・一)、二・四〇・一)、二・四〇・四)、二・四七・三)、二・四九・三)、二・五七、二・六五・一)、三・二二・一)、次いで「罰金」もしくは「罰金および贖罪金」の支払と解されるものが五(八)箇所(ラント法二・六八・二)、二・二七・四)、二・七二・三)、三・九・一)、三・九・二)、三・二〇・一)、三・八六・二)、レーン法六九・一二)。以上を合計すると一一(一七)箇所に及び、これらの用例が圧倒的多数を占めていることがわかる。念のためさらに、Beaten の原因となった事案を調べてみると、この語が例外なく「生命と手に及ぶ」犯罪以外の事案について用いられていることを容易に確認することができる。

残りの二(三)箇所はこの点で例外をなしている。そのうちの二(二)箇所(ラント法二・一六・五およびそれへの補遺である(二・一六・七))は、いずれも誰かの身体の一部を不具にしてそれを「償う」ケースにかかわり、身体各部分について支払われるべき額が(口、鼻、眼、舌、耳、男根、手、足については)「人命金の半分」または(手と足の指については)「十分の一」とされている。「他の者を不具にする」ケースについての刑罰は(ほんらい)「手の切断」のほゞである(ラント法二・一六・二)から、これが傷害罪についての基本原則であるとすれば、これらの額はいわゆる「換刑贖罪金」と解するのが妥当、ということになる。しかし、右に述べたように、その額が場合によつて(人命金の半分または十分の一と異なるのは)いささか気になる。つまり、(この場合、手を請戻すための「換言贖罪金」は、生命を請戻すためのそれが「人命金」であるのと同じく、「人命金の半分」のほゞ——たとえばラント法二・一五・一を参照——、という前提で考えると)右の金額はむしろ「高められた贖罪金」という性格を色濃くもっていること(因みに、参審自由人(以上の身分)については、「人命金」は一八ポンド||三六〇シリリング、その半分はしたがって一八〇シリリング、十分の一は三六シリリング、「贖罪金」は(一般には)三〇シリリングである)、さらに、もしかすると右の金額は、常に「換刑贖罪金」であるとは限らず、(特に「過失」の場合などに——過失(特に過失によつて人を殺した場合)についてはラント法二・三八を参照、そこには過失によつて人を傷つけた場合は出てこない)「示談」で事を解決する場合の「贖罪金」として(も)機能した可能性がある。最後に残った一箇所(ラント法三・六三・一||これ(II世俗の罰金、すなわち六〇シリリングを教会に与えること)により、生命をもつて神に償うことを望まぬ者すべてを強制して、いやでも彼等を財産をもつてそう(II神に服従)させる(II償わせる)ためである)では、文言上 Beaten することの内容は「生命(をもつて)」となつてい

るが、これは否定態の文章の中に出てくるにすぎず、ポジティブ（あるいは、ザツハリヒ）に言えば、ここでもそれは「罰金」の支払を意味している（したがって、これはもともと、右の「罰金」ないし「罰金および贖罪金」の支払に加えてもよいかも知れないケースである）。

以上の検討によつて、Poteman の語は（少なくとも）その圧倒的多数が、「（生命と手に及ぶ）犯罪」以外のケースにおいて、「損害賠償（金）」もしくは「罰金」（および「贖罪金」）を支払う、という意味で用いられており、（たかだか）例外的に、他人の身体の一部を不具にする「傷害」について、「換刑贖罪金」の意味に用いられることもありうる、ということが明らかになったと言つて良からう。

それならば、再び三・二のケースに戻り、他人に「暴力を加えて」、しかも右に縷々論じてきたような意味で「償う」ことで足りるケースはあるのだろうか。それに最も適合するのは（あるいは、それに適合する唯一のケースは）、ラント法三・三七・一（および二・一六・八——なお、（二・一六・八・二）をも参照）の「他の者を傷なしに（二・一六・八と（二・一六・八・二）では、「肉（に達する）傷なしに」となっている）打ち（＝毆打し）または引き摺む」場合である。この場合、犯人が「叫び声をもって（＝現行犯において）捕えられても、それは彼の首にも彼の健康（＝切断刑）にも及ばず」、「罰金」および「贖罪金」（二・一六・八は文言上単に「贖罪金」となっているが、「贖罪金」には必ず「罰金」が伴う——一・五三・一を参照）を支払えば足りる（二・一六・八・二）は同じことを「法（の定める額）に従つて償う」と言う）、と明記されているからである。本文中の三・二の訳文において、「暴力（あるいは、暴行）を加える」と補つたゆえんである。

なお、念のために一言すると、こうした「暴行」が特別な「平和」の保護が及んでいる人物（三・二との関連で言えば、武器を帯びていない（また、剃髪もしている）聖職者やユダヤ人）に加えられた場合、それについても（実体的な）制裁（ないし、刑罰）が加重されたか否か、について知るために直接の（＝明文上の）手がかりは存在しない（なおこの点については、後註（63）と（64）でラント法三・三六・一と三・三六・二について、および、後註（14）でラント法一・五三・四とレーン法六九・一二について述べることも参照されたい）。

(32)（聖職者やユダヤ人たちが）「娘および婦人」が自ら武器を帯びることは考えにくい（が、彼女たちの従者が武装していることはありうるし、その場合、彼女たちはこの平和の保護に与らなかつたと推定される（この点については、とりあえず拙稿「神の平和」、「歴史教育」二の八、一九五四年、二、七二頁上段を参照されたい）。この点でも、「娘および婦人」は「聖職者およびユダ

ヤ人」と同列に立っていた、と言えるのである。

(33) さらに、この「国王の日々の平和」に与る「聖職者およびユダヤ人」は、本節・(二)で前述したラント法二・六六・一では、「娘および婦人」とともに「すべての日々およびあらゆる時に」平和を享受すべきものとされている。これは、本文で述べた推定(「娘および婦人もこの「国王の平和」の保護下にある」を補強してくれるであろうが、その反面、二・六六・一の「すべての日々、またあらゆる時に」享受すべき平和と「恒常的な」平和とが果たしてまったく同じものか、という疑問(前註(24)を参照)を改めて投げかけることになる。ただし、前者に与るのはすべて人であるというだけでなく、(まさに人であるがゆえに、「すべての日々またあらゆる時に」という強い表現にもかかわらず)実質的には、それらの者が武器を帯びていない限り、という限定が付されている(前註(32)およびそれに対応する本文を参照)のに対して、後者はすべて物ないし場所であり、それについては(こうした限定が付されることはありえず)常時平和が成立するはずのものだからである。

しかし私には、こうした文言上の相違を強調するよりは、二・六六・一に挙げられている人物・対象・場所について平和が破られた場合の制裁(およびその科し方)を具体的に考えてみるの方がはるかに重要である、と思われる。たとえば、これまでのところでもすでに、「車裂き」の刑が第一のグループに属する人物に対する「殺人」(Mord)、「謀殺」に含まれるだけでなく、第二のグループに属する物の(あるいは、場所における)「強奪」にも適用される、ということを明らかにしておいた(前註(28)およびそれに対応する本文、および、前註(29)を参照)。少なくともこの限りでは、「古来の平和」は第二のグループについても(第一のグループと)同じ加重効果を有しており、「古来の平和」||「国王の平和」という推定を補強してくれるのである。

(34) ラント法三・七・三。因みにこの箇所の直後に、すでに前註(26)に対応する本文で引用した箇所がつづいている。なお、*Satz*の語の意味については、前註(29)を参照されたい。

(35) ラント法三・七・二。因みに、前註(29)でも述べておいたように、「人(一般)」を「殺す」と斬首刑に処せられるはずである(ラント法二・一三・五)。

(36) すでに前註(29)において、「娘および婦人」を殺すと(「謀殺者」として)「車裂き」の刑に処せられる、という推定を述べておいたが、この条項によってさらに、同じ推定が「ユダヤ人」(さらに、前述のラント法三・二によって、「聖職者」)にも及ぶ、ということを確認することができよう。

しかし、「ユダヤ人」(および、聖職者や婦女)に対して「殺人」以外の「犯罪」が犯された場合、それについては制、裁、は、具体的にどのように加重されたのであろうか。——この問に答えようとする場合、「犯罪」(ungerichte)という言葉は「少なくともそれだけでは」手がかりにならない。というのは、この語は必ずしも暴力を伴わない(犯罪)行為——たとえば、「窃盗」——についても用いられているが(ラント法二・一三・二)、ここで問題なのは、(ユダヤ人について)この「(国王の)平和を破る」という表現にふさわしい(ポジティブに言えば、少なくとも何らかの暴力を伴う、その点で「殺人」と共通する)「犯罪」だけかも知れない、という可能性があるからである。そこで、その点は後廻しにして、まず *over in richten* (本文では、画的に、「誰か」に対して裁きを下す」と訳しておいた)という表現の用法について調べてみると、次のような結果が得られる。

この表現は「ラント法」の部の一六(二二)箇所に出てくるが、このうち(実体的)制裁の具体的内容が(文言上直ちには)明らかでない五(七)箇所(二・一四・二——後述、二・一八・一の二箇所)(ただし、「財産」ないし「所領」の帰属をめぐるいわば「民事事件」を扱った二・一八・二と対比されており、「何らかの」刑罰を下す」という意味であることは明らか)、(ここで問題にしている)三・七・二と三・七・三、三・八——註(76)と(80)で後述、三・三六・二——註(64)で後述)を除き、一箇所(三・五五・二)は「誰かを」処刑(「死刑を執行」する)、七(八)箇所(二・六三・四——註(68)・(122)に対応する本文で後述、二・一〇・一——註(100)で後述、二・一三・六、二・二五・一、二・七一・二——註(86)で後述、二・七一・五——註(120)・(122)で後述、三・七・四、(三・九・二)——註(82)・(84)で後述)は(少なくとも時に、右の意味での「処刑する」という含意をもちつ)「誰かに対して」死刑の判決を下す、三(四)箇所(二・六九)——註(142)で後述、三・三(二箇所)——、すぐに後述する三・四五・一一——註(118)・(121)・(150)で後述)においては(主に、「死刑の判決を下す」という意味の場合をも含め)、「死刑あるいは(手の)切断刑の判決を下す」という意味であつて、以上一六(二〇)箇所はいずれも死刑あるいは(少なくとも)(手の)切断刑に関係している。その点で例外をなしているのは、僅かに後代の補遺にかかる(一)箇所(二・一〇・五)にすぎない。

ここで特に注目されるのは、ラント法三・三が「人は、生きている子を宿しているいかなる婦人に対しても、皮膚や頭髮へ(「皮、髪刑」)よりも重く、裁きを下してはならない」としていることである。これによつて、*over in richten* という表現が「生命(「死刑」)または手(の切断刑)」にかかわる、ということがきわめて明確になるからである。しかし、三・三が否定態で書かれているため、この表現が「皮髪刑」にもかかわるのかどうか(換言すれば、「皮髪刑」はこの表現に含まれる刑罰の下限なのか、それともそれに含まれない刑罰の上限なのか)、について、文言によつて判断する決め手はない。

ところでこの点は、実質的には、この「皮髮刑」の対象となる行為(「(軽)窃盗」、ラント法二・一三・一、なお二・二八・三をも参照。「不正な度量衡と詐偽的な売買」、二・一三・二)が「平和破壊」に含まれるのかどうか、という問題にもつながっている。結論的に言えば、私は次の理由によって、少なくとも「窃盗」の「現行犯」は「平和破壊」と考えられていた、と解したい。第一に、窃盗(一般)は「絞首刑」であつても「死刑」(ないし「生命刑」)が原則であり、いわゆる「軽窃盗」(「村内」で日中に三シリングの価値以下の、または、日中に刈られた草や伐られた木の窃盗が起こつた場合は例外的にその日のうちであれば、バウアーマイスターが裁いてもよい、とされているにすぎないこと。第二に、(この「その日のうちに」という表現はやや紛らわしいが)窃盗(および強盗)の「現行犯」については、「この突然の行為(ないし、犯行)を裁くために、人は少なくとも三つの村から、一人のゴーズグラーフを選ぶことができる」(ラント法一・五五・二)と(して、バウアーマイスターが裁きうる軽窃盗と区別)されていること。第三に、「正当防衛」と解される条項(ラント法一・六四)に(強奪のみならず)窃盗も含まれていること(後註(64)を参照。第四に、「平和破壊者」の中に現行犯で捕えられた窃盗の犯人が含まれる、と解される条項(ラント法三・三六・二)があること(同じく後註(64)を参照)。

ここで再び当面問題の三・七・三に戻ると、以上の *over in richen* の用法の考察によって、ユダヤ人に対して「殺人」以外の「犯罪」を犯した者には(原則として)「手または生命に及ぶ」刑罰が科せられたことははっきりするが、同じ表現が先行する三・七・二にも出てくるので、同一の「犯罪」(たとえば「傷害」を(一般の)キリスト教徒に対して犯した者に科せられる刑罰(「手の切斷」とくらべて、それがどれだけ加重されているかははっきりしない。もちろん、たとえば「ユダヤ人」(など)に対する「傷害」によって「国王の平和」を破つた者が(さらに後述する)ラント法二・一三・五の「平和破壊者」(「斬首刑」に処せられる)に含まれるとすれば、(実体的)制裁が加重されたことは明らかであるが、その点は文言上、必ずしもそう断定できないし、また後述するように、「平和の破壊」が必ずしも(実体的)制裁の加重につながる場合もある。したがつて、「平和破壊者」に対する制裁の加重について明らかにするには、さらに後述するように、単に実体的側面だけでなく、彼等を裁く手続(法的側面をも併せて考える必要がある)。

(37) レーン法四・一(前註(15)を参照)。「平和」は(基本的には)ラント法上の法制と考えられるが、そうだとすれば、この「帝国の平和」を通じて、ここでもラント法がレーン法(ないし、その原理にもとづいて召集された帝国の軍隊)を支持・補強する役割を果たしているということになる。なお、ザクセンシュピーゲルにおけるラント法とレーン法の関係については、「ラント

法とレーン法」(二)で詳論する予定である。

(38) *scacht* = *Schaft* (Ho. II 1, S. 148 u. S. 606) (= 槍などの柄、転じて槍そのものをも意味する——*Lexer, Mittelhochdeutsches Worterbuch*, Bd. II, S. 634)。*scacht rowe* 全体を「ホームイヤー (a. a. O.) は「軍役(義務)から解放されている期間」*」*エックハルト (Text II, S. 238) は(字義通り)「槍の(= 槍をもって行なう)勤務の休止」、ヒルシュは (Hr. II, S. 103, Anm. 6) は「槍の勤務の休止」としながら、II, S. 103の本文では「武器の休止 (*Waffenruhe* = 休戦)」と記している。しかし、「レーン法四・一のすぐ後につづく箇所では、主君が「帝国勤務」(この場合、「帝国の出陣」の意)を命ずることだけでなく、家臣を「レーン法廷へ召喚する」ことも禁じられているから、字義通り「槍の勤務の休止」と解した方が良好であろう。なお、次註(39)および後註(42)をも参照されたい。

(39) 私はかねて、この条項を解釈する上で最大の問題はむしろ次の点にあるのではないか、と考えている。ラント法三・六四・一においても、(宮廷への出仕と並列した上で)「帝国勤務」について(基本的には)同じことが言われている。ただしそこでは、「帝国勤務」を命ずるのは「国王」、それを命ぜられるのは「諸侯」と特定されている。これに対して、レーン法四・一では、同じ「帝国勤務」を命ずる者は「彼の主君」、命ぜられる者は「家臣」というように、一般的な形で書かれている。もちろんこの相違は(「ラント法」の方では、国王がその直臣である諸侯に「帝国勤務」を命ずる場合だけを念頭に置いているのに対して、「レーン法」の方では、その命令がレーン(制)の階梯を順に辿りながらもっと下まで降りていく場合を(も含めて)考えている、ということで一応は説明がつく。しかしそのような前提に立つと(国王自身が「帝国勤務」の前後六週間のあいだに重ねて、「帝国勤務」を命ずるとは考えにくいので)、その条項の末尾、「彼の主君(一般)が帝国勤務を命ずる」という件りの理解が困難になる。さらにもっと重要なことは、ザクセンシュピール・レーン法」の部には、家臣にとって(参廷義務と並んで)最も重要な義務であるはずの主君に対する軍役義務を定めた規定は(この条項を除いて)存在しない(し、この条項の少し後に出てくる四・四は、主君に対する家臣の参廷義務を一般的な形で規定している)。本稿ではこれ以上立ち入っていないとまはないが、以上に述べたようなレーン法四・一の問題点は(一つには、この時代にはすでに家臣の軍役義務が大幅にその意義を失っていた、という外的状況の反映かも知れないが、少なくともそれと並んで)、(ある主君が直接にその家臣に命ずるものをも含めて)すべての軍役義務を「帝国勤務」として把握しようとするザクセンシュピール著者の志向と無関係ではありえない、ということだけは指摘しておきたい。なお、このレーン法四・一(および四・四)、ならびに、「帝国勤務」の概念については、と

りあえず拙稿「ラント法とレーン法」(一)、二・(二)・(2)・(c)、三八一〜三八二頁(および註12)を参照されたい。(40)「家臣」となつてレーンを受領するためには「ヘーアシルト」(「レーン法上の能力」を持たなくてはならないが、ザクセンシュピーゲルにおいては「ヘーアシルトを持つ者」と「騎士の出自を持つ者」とは等置されている(たとえばラント法一・二七・二、拙稿「相続法の位置」、註(41)を参照)。

(41) もちろん、「帝国の平和」が与えられるのは、事実国王が「帝国の出陣」を命じた場合に限つてのことのことであり、国王以外の主君が家臣に軍役を命じた場合は含まれない、と解すべきであろう。前註(39)を参照されたい。

(42) ただし、細かく言えば、レーン法四・一によつてわかることがもう一つある。すなわち、通常家臣は、「帝国勤務」(「帝国の出陣」)のためだけでなく、(何らかの落度のゆえに主君から問責されて)「主君のレーン法廷へ召喚」される場合でさえ(= *lenrechte dedgingen* という表現の用法については、拙稿「ラント法とレーン法」(一)、二・(二)・(2)・(a)・①、三七二頁を参照)、したがつて、判決発見人・証人としてそこへ参集する場合にももちろん、(剣だけでなく)槍をも携行していた、と推定される。この点は、後に論ずる「宣誓される平和」期間内における武器携行の禁止と関連するので、ここで指摘しておくたい(後註(88)を参照)。

(43) これに関連して(軍隊からの逃亡も *Heertriede* と関連するという理解に立てば、たとえば次のような問題がある。ラント法一・四〇によれば、「誰であれ不忠な(あるいは、忠誠または誠実を欠く)者 (*truwelos*) として、あるいは帝国勤務からの軍隊逃亡者(*herevlichich ut des rikes denste*) として有罪とされた者から、人は彼の名誉と彼のレーン法(上の能力)を剝奪する、また(むしろ、しかし)彼の生命は(剝奪)しない」。したがつて、そこで *truwelos* と言われている者も、帝国勤務中の軍隊からの逃亡者も、ラント法二・一三・四(前註(28)に対応する本文を参照)に「車裂き」の刑に処せられるべき者として挙げられている *vorredere*(= *Verräter*)や *de er bodescap werven* (to *erne vromen*——ドイツ語第二版における補足)には含まれないことになる。それで果たして「帝国の(出陣に従事する)軍隊」の紀律は守られたのであろうか(序に一言しておく)、一・四〇の規定が存在する以上、*de er bodescap werven to erne vromen* を「代理人として自分の利益のためにまた本人の不利益になるように行動する者」と解し、そうした代理人が厳罰に処せられる根拠を *schwerer Treubruch* に求めるヒルシュの見解(Hilf. II, S. 180——邦訳「一五二頁、註(2)を参照」も成り立ち難い。この箇所はむしろ、アイク自身は「彼等」(「上記犯人たち」)の委託を実行する者」というつもりで書いたのに、ドイツ語第二版の筆者(通説ではアイク自身、しかし私見ではおそらく別人——前註

(5) を参照) はその意味を正しく理解できず見当違いの補足をしてしまった、と解すべきであろう。なお、ザクセンシュピエゲルにおける *Truhe* については、「ラント法とレーン法」(一)、註(86)で述べたことをも御参照いただきたい。

(44) 前註(16)を参照。なお、この場合、*werken* の語は (*erwirken* (II)「努めて手に入れる」と訳されることもあり——Text II, S. 249——、事実、たとえばラント法三・五六・三のように、そう解した方が良いように思われる箇所もある(後註47)を参照)が、それが現われる一〇箇所はすべてアイケ自身の手に成っており、それを統一的に理解するためにはむしろすべて *wirken* (II)「行なう」、ただし *durch Tüchtigkeit ins Werk setzen* の意に解すべきであろう。本稿では、*erw. verwerken* (II) (何かを) (罰として) 失う、あるいは、喪失する)——「アイゲン」、三・(五)、三五頁および註(22)を参照)との対照をも念頭に置いて、「邦訳」における「付与する」という訳語を維持することにした。

(45) ラント法二・四・一 (i)、三・一三、三・五六・一。

(46) ラント法三・三四・一。この条項は、ある「裁判官」によって地方的追放に処せられ、それにもとづいてさらに帝国アハトに持ちこまれた者が、アハトから自分を引戻す手続について述べたものであるが、それを地方的追放から自分を引戻す手続について定めた二・四・一(そこでは「裁判官が平和を付与する」と明記されている)と比較すれば、国王がアハトから自分を引戻そうとする者に対して平和を付与するのは、その「最高の」裁判官」としての地位にもとづくものであることがはっきりする。

(47) ラント法二・四・一 (ii)——同じ条項の(i)を承けて、実質的には「裁判官」を意味する。ラント法三・五六・三——この条項は「フロンポータ」の権限について述べたものであるが、関係箇所の原文は次のようになっていいる。Swar men ok egen gift unde dar vrede over werket, dar scal he dre scillinge af hebben. この箇所は、私の読み方(前註(44)を参照)では、「また、人(II)アイゲンの持主)がアイゲンを(法廷で)譲渡し(人IIフロンポータが)その(アイゲン)に対して平和を付与する場合には、彼(IIフロンポータ)はそれについて(いわば手数料として)三シリングを取得すべきである」、となる。ただし、このように読むと、条件文中の *men* がアイゲンの譲渡については「アイゲンの持主(ないし譲渡人)」、平和の付与については「フロンポータ」と、実質的には別なものを指すことになる。しかし、一つの *men* の語で実質的には異なるものを指す用法(上の混乱)は、ほかにたとえばラント法一・八・一にも見られる(「相統法の位置」、註(86)を参照)。*werken* の語を *erwirken* の意に解すると、こうした問題は生じない(前註(44)を参照)が、平和を付与する主体が「フロンポータ」

であることには(彼が三シリングを受領することから見て)変わりはない。なお、「フローンポータ」については後註(60)を、またこの条項については、後註(56)で後述することをも参照されたい。

(48) ラント法三・一三。なお、この条項(「ある者が法廷で犯罪のゆえに訴えられた時、彼がそこに居合わせずに、彼に対してあらかじめ裁判期日が定められ(て法廷へ召喚され)た場合、(その)裁判期日内(あるいは、以前に原告が彼に出会うならば、彼(原告)は彼(被告)を裁判にかけるために (to rechte —あるいは、法廷に出頭させるために) 逮捕し (bestedegen)、彼(被告)が(裁判期日に法廷へ) 出頭することの保証人を立てるまで、彼の責を問うことができる(裏から言えば、保証人を立てた時には彼を釈放しなければならぬ)、けだし、裁判官はこの場合、訴える者(原告)に対して平和を付与するのであって、彼の居合わせるところで召喚された者(被告)に対しても平和を付与するのではないからである」)によって、いわば裏からではあるが、この平和には被告が原告を(殺したり傷つけたりすることはもちろん)「捕える」ことの禁止も含まれている、と推定できる。

因みに、bestedegenの語は、これ以外にもラント法二・一〇・一(註(10)で後述)、二・二七・四、(二・四〇・四)、二・七二・五、三・五六・二(註(60)で後述)、三・七八・三などに出てくるが、それらすべての箇所で厳密な意味で(つまり、いわばその権限を認められた者が誰かを捕える場合に限って)用いられている。したがって、この三・一三の場合にも、原告に対してはいわば被告を捕える「権限」が認められている、と解しうる。これに対して、vanの語は、たとえばラント法一・六六・一、二・七一・四、(三・九・二)(i)、三・五四・四、三・七〇・二などでは、これとまったく同じ意味で用いられているが、もっと広い意味でも用いられており、特にラント法二・三三・四・一、(三・九・二)(ii)、三・三一・三、三・四一・三、三・六〇・三(ii)においては、明確に「(不法に)捕える」ことを意味している。また、誰かを(不法に)捕えた(van)者は斬首刑に処せられる(ラント法二・一三・五を参照——ただし、二・三四・一には、他人の下僕を「打ちまたは捕えまたは強奪した」者は贖罪金の支払ですむ、という趣旨の規定がある。また、三・四一・三の「捕える」については次節で後述する)。

(49) ラント法三・三六・一。この条項については、後註(63)で詳述する。

(50) ラント法二・一四・一。ラント法一・六四および(一・六九)によれば、正当防衛によって相手方(「後述する平和破壊者」を死に致らしめた者は、ほんらい死者を捕えて法廷に連れ出し彼を服罪させなくてはならなかった。ただその場合、死者の親族の一人が決闘をもって死者を代表・擁護しようとする場合、(正当防衛による)加害者は決闘を回避することができない。また、(決闘によるとよるまいと)加害者が死者を服罪させるのに失敗すると、逆に自分の方が(後述する)「平和の法」に従っ

て「裁きを下される」(この場合、具体的には「殺人」のかどで斬首刑に処せられる——前註(36)、および、後註(141)・(142)に対応する本文を参照)。この二・一四・一に、「彼(Ⅱ正当防衛による加害者)が、彼(Ⅱ自分)の生命を危惧して、彼(Ⅱ死者)を法廷に連れ出し彼に裁きを下すべく彼のそばにとどまることを敢えてせず……」とあるのは、以上のことを考えればよく理解できるであろう。

(51) ラント法二・四・一(i)と(ii)。

(52) ラント法三・三四・一(前註(46)を参照)。

(53) ラント法三・五六・一。なお、後註(60)を参照。

(54) ラント法二・六一・二。この条項においては、(「サクセン」の地)内には三つの場所があり、そこでは*bi koninges banne*(國王の罰令権の下に、あるいは、によって)、熊・狼・狐を除く野獣に対して平和が付与される」とあって「この野獣に付与される平和の根拠が「國王罰令権」にあることが明記されており、また、この禁令を犯した者に対する制裁も、「誰であれこの(罰令林の)内で野獣を捕える者があれば、その者は *des koninges ban*、すなわち、六〇シリング、罰金を支払うべきである」とあって)國王罰令権の下に裁判集会をおこなう裁判官(主にグラーフ、他に官中伯、ラントグラーフ、一部のフォークト)に対して支払われるのと同額の罰金である(ラント法三・六四の四、六、九を参照)。したがって、この条項の「國王罰令権の下で(あるいは、によって)平和を付与されている」という表現は、端的に言えば、「國王罰令権の下で(あるいは、によって)保護されている」と同義であり、その点で他の「平和(の破壊)」とかなり異なっていることに注意されたい(もつと言えば、國王罰令権によって平和を付与するこの事例がザクセンシュビーゲルではまったく孤立した例外になっている点に、(カーロリング朝)フランク時代と中世における平和の本質的な相違を読み取ることができると思われるが、ここではこの問題に立ち入っているゆとりはない)。

(55) ラント法三・二〇・三。この条項については、後註(66)およびそれに対応する本文を参照されたい。

(56) ラント法三・五六・三。この条項については、前註(47)、ならびに、「アイゲン」三・(一)・(b)・②、二六頁をも参照されたい。「アイゲン」、註(108)でも述べておいたように、ある後代の史料(Ⅱ*Schlesisches Landrecht*)は、この(法廷)讓渡されたアイゲンに対して付与される平和を *gotis frede und meines herrn, des koniges, frede* と呼んでいるが、それが(ほんらいの)「神の平和」や(本節・(三)で前述した)「國王の平和」と異なるものであることは、改めて説明するまでもあるまい。

- (57) 前註(54)を参照されたい。
- (58) このことは、すでに「補論」二・(四)・(3)の末尾(四二頁以下)において(特に「判決をもって剝奪された所領」^{アライク}についてであるが)強調しておいた。
- (59) 念のために一言すると、地方的追放や(したがって)また帝国アハトに処せられるのも、「生命または手に及ぶ犯罪」を犯した者だけである(ラント法一・六八・一参照)。
- (60) 因みに、vronbote とは Gerichtspote (いわば「執達吏」)のことであるが、彼等はプフレークハフト(ないしピーアゲルデ)の階層の中から選ばれ(ラント法一・二・三、三・四・五を参照)、特に(動産の)差押(panden)——ラント法一・五三・三を参照)・逮捕(bestedege)——前註(48)を参照)・土地差押(vronen)——ラント法二・四一・一を参照) (以上、ラント法三・五六・二を参照)や参審自由人の処刑(ラント法三・五五・二、前註(36)を参照)など、裁判官の下した命令や判決の執行に当たすが、その際に(も)彼等は剣その他いかなる武器も帯びてはならない、とされる。判決の執行に逆らう者があつた場合彼等がなしうるのは、「叫び声をあげて dat lant (＝ラント民、具体的には当該裁判管区民)を召集する」ことだけであり(以上、ラント法三・五六・三参照)、彼等による判決の執行が危険を伴つたものであることを推定できる。
- (61) このことは、本稿でもさらに後述するように、当時裁判による紛争の解決そのものが「平和」を確立・維持するための最も有力な手段とされてきたこと、あるいは、当時の裁判(「法」と言つてもよい)が「平和」への関心によつて導かれていたことを示唆している、という意味で注目に値しよう。
- (62) 前註(54)を参照。ただし、そこでも述べたように、この(罰令林に住む野獣に対して付与される)平和も、その違反に対する制裁も、他の平和(の場合)とは異質のものであり、以下において、ザクセンシュピーゲルにおける平和(破壊)を一般的に考察する場合には除外してさしつかえないであらう。
- (63) ラント法三・三二六・一。率直に言つて、この条項の論旨を正確に把握するのは決して容易ではない。
- まず注目されるのは *beteren* の語である。前註(31)で述べたように、この語は(具体的に明らかな限り)、「生命と手に及ぶ犯罪」以外の事案について用いられ、せいぜい罰金と贖罪金の支払を意味する。この条項でも、その直後にづく三・三二六・二の *over ene* (= *den vredebrekere*) *richten* (この条項については、次註(64)で詳述する)との対比によつて、まずそのように想定して論を進めても良からう(なお、*na rechte* という表現は、大部分の箇所において「法の定める手続に従つて」を意味する

が、たとえばラント法(一・六八・二)(前註(31)を参照)と二・三四・一においては、「法の定める(贖罪金の)額に従つて」を意味しており、この条項でもそう解することも不可能ではないが、本文ではこの私見にとつてより、有利な訳は採らなかつた。そうだとすると、ここでも「(生命と手に及ぶ)犯罪」以外で「平和を破る」暴力行為がありうるのか、という疑問が生ずるかも知れない。しかしそうした行為としては、これまたすでに前註(31)で述べておいたように、「他人を(肉)傷なしに打ちまたは引き摺む」行為(ラント法三・三七・一、二・一六・八、(一・六八・二)を参照)がある。「(法廷)決闘なしに」という表現もこうした解釈を支持するであろう。すでに「アイゲン」、三・(三)、三一頁(および註15)でも述べておいたように、(法廷)決闘に及ぶのは(後代の補遺一箇所を除いて)すべて「(生命を手に及ぶ)犯罪」の場合に限られているからである。

次に注目を要するのは、*alibi* という表現である。それによつて、三・三六・一については、まず第一にそれを償つた(＝罰金と贖罪金を支払いそれに始末をつけた)上で、(延期された)もとの訴にこんどは(法廷)決闘で黒白をつける、という段取りが予定されている、と解することができるからである(もしそうではなく、事案はこれで落着くというのであれば、たとえば被告がもともと「(生命と手に及ぶ犯罪)」を犯したとして)決闘を挑まれているのに、裁判が延期されている間に原告(＝被害者)に付与された平和を破れば罰金と贖罪金の支払で足りる、という背理に陥るであろう。また、三・三六・一は、逆に原告が被告(もともと決闘に勝てば、贖罪金を得て自由の身となる——ラント法一・六三・四を参照)に付与された平和を破つた場合のことだけを念頭に置いている、つまりその場合には原告は(決闘で敗けたのと同じことになり)被告に贖罪金(さらに裁判官には罰金)を支払わなくてはならぬということだけを言おうとしている、と解釈できそうに思われるかも知れないが、それには「彼等双方に平和が付与される」という明示の文言が邪魔になるであろう)。ところでそうした段取りは、言うまでもなく、次回(以降)の裁判集会において原告・被告の両者が(法廷)決闘を戦いうること(つまり、殺されたり、ひどい傷を負わされたり、どこかに監禁されたりしていないこと)を前提にしなければ成り立たないと思われる。したがつて、この *alibi* という表現も、右のような解釈を支持する方向に働くであろう。なお、この条項については、直後につづく三・三六・二との関連も問題になるので、是非次註(64)をも参照されたい。

(64) ラント法三・三六・一の直後につづく三・三六・二は、「この(この)平和破壊者がしかしし現行犯において捕えられるならば、人(＝裁判官)は平和の法に従つて(「平和の法」)については本節の末尾でさらに後述する)彼に対して裁きを下さす(over ene richten)」と云う。この条項の理解も決して容易ではなく、具体的には、その *de vredebrekere* が直前の三・三六・一を承

けて「裁判官が付与する平和」を破つた原告ないし被告(だけ)を指すのか、それとも「平和破壊者」一般(あるいは、すぐ
に後述するように、三・三五・一の「現行犯で捕えられた」窃盗または強盗の犯人)を指すのか、という問題が伏在している。

もちろん、直前の三・三六・一には「それ(＝平和)が破られるならば」という文言があるから、「(この)平和破壊者」はそれ
を承けたものと解するのが素直な読み方と言えるかも知れぬ。しかしザクセンシュペーゲルには、(後述するように)この条
項を除いて、「平和破壊者」の語がここで考察している各種の平和を破壊した者(だけ)を指す用例はないし、また「平和
破壊者」(一般)が現行犯人で逮捕された場合の規定も見当たらない。さらに、もう少し遡つて三・三五・一から見てくると、
「(この)平和破壊者」が「現行犯で逮捕された窃盗または強盗の犯人」を指す可能性が浮かび上つてくる。

まず三・三五・一では、「誰であれ窃盗品または強盗品とともに(『邦訳』二六八頁、訳註(一))のように改めたい、ラント法
二・六四・二をも参照)現行犯において捕えられる者があれば、彼はそれ(＝盗品)につきいかなる追奪担保人をも引合いに出
すことをえない」とされる。つづく三・三五・二は、「ある者(＝被害者)が彼から強奪されたまたは盗まれた彼の財物を(他
の)ある者の手もとに見出し(ながら)、その(他の)者に現行犯の責を問うことをえない場合」(因みにこれはラント法二・三六
・一の場合である)は、これとちがつて「その(他の)者は彼の追奪担保人を引合いに出すことができる、人(＝被害者)がそのゆえ
にただちに彼に決闘を求めらばあるいは、求めても」とする(なおこの場合「ただちに」とあるから、被害者が決闘を挑む
のは「盗品」所持者の住居においてである、と考えられる)。

前註(63)で述べた三・三六・一は、実はこの直後に位置しているのであつて、「ある者が誰かに法廷で(彼を捉えて)決闘を
挑み、そしてその訴が判決をもつて延期される」というのは、具体的には原告が(たとえば後註(119)・(120)およびそれらに対応す
る本文で述べるラント法一・六三・一のケース、つまり(国王の道路上または村内における)傷害を伴う強奪の場合などに)法廷で決
闘の手續に取りかかり、しかもそれが延期された場合(ラント法二・三・二および一・六五・一を参照のこと)を念頭に置いてい
る可能性が大きいであろう。さらにそうした脈絡においてみると、三・三六・二は、再び三・三五・一に戻つて、「(この)平
和破壊者」(つまり、窃盗や強奪の犯人)が現行犯で逮捕された場合には「しかし」(三・三五・二や三・三六・一のような手續に
及ぶまでもなく——この両条項がいずれも現行犯として責を問えない場合であることに注意)、「平和の法に従つて処断される」と
言おうとしているのではないか、と思えてくる。

こうした解釈に関連して、念のためさらに二つのことを指摘しておきたい。第一に、(現行犯に対する)「正当防衛」にかか

わると解される条項には、「強奪」のみならず、「窃盜」も含まれていること(ラント法一・六四II「同様に人(II平和破壊の被害者)は死者を服罪させるべきである、人(同上)が彼(II死者、平和破壊の加害者)を窃盜中にまたは強奪中にまたはその種の事件中に殺した場合には」——なおこの条項については、ラント法二・六九、(一・六九)、および、前註(50)で「正当防衛」について述べたことを参照されたい)。第二に、ラント法三・三六・二の直後にづく三・三七・一は、「他の者を(肉)傷なしに打ちまたは引き摺む」(「軽微な」暴行)を扱っているが、そこには(すでに前註(31)でも述べたように)犯人が「叫び声をもつて(II現行犯において)捕えられても、それは彼の首にもまた彼の健康(II手)にも及ばない」と明記されていること(これは、三・三六・二において現行犯で捕えられた「平和破壊者」(一般)が平和の法に従って処断されるとしたので、念のために、三・三五・二の「(軽微な)暴行」で「平和を破った」者はたとえ現行犯で捕えられてもそうはならないことを明らかにしたもの、とも解しうる)。

なお、以上のように解すると、三・三六・一の「平和を破った」者に対する制裁は(少なくとも実体的には)何も加重されていないのではないか、という疑問が生ずる。この疑問については、後註(114)および本節の末尾で「平和破壊者」を処断する手続について述べることをも参照されたい。

(65) ラント法三・二〇・一。因みに、この条項にも *beteren* の語が登場する(前註(31)を参照)。なお、次註(66)をも参照されたい。

(66) ラント法三・二〇・三。他人の土地の不法耕作については、(これに先行する諸条項をも含め)「補論」、二・(四)・(3)、三九頁以下で、また *verdelen* の用語法については同論文、註(70)で、さらにこの条項の「その土地を法廷で(判決をもって)剝奪された」というのは(主として)所領の帰属をめぐる(民事)訴訟に召喚されて出頭しなかった結果であること、および、(明文の規定はないが)同じく所領の帰属をめぐる(民事)訴訟において占有者(II被告)が(最後まで)出頭して敗れた場合にも係争の対象である土地に平和が付与されたと推定されることについては、同論文、註(81)ですでに論じておいた。

なお、この不法耕作の場合については、この裁判官によって付与された平和がその破壊に対する(実体的な)制裁を加重する根拠になっていること、および(それが「生命」に及ぶ限りでは)三・二〇・三のケースはラント法二・一三・五の「平和破壊者」に含まれること(前註(29)を参照)は改めて指摘するまでもあるまいが、土地の占有者(ないし不法耕作者が裁判所によって占有権を否認された土地の耕作をつづけることは、(ある意味で)常時「現行犯」の状態にある、ということに注意しておきたい。

- (67) 前註(17)を参照。
- (68) ラント法一・六三・四(i)。
- (69) ホーマイヤーはこれを、「裁判集会の解散(Auflösung)」、しかも——『ザクセンシュピーゲル』註解(後註(80)を参照)に従えば——(参会者が)時ならず立ち去ることによって」と解している(Ho. I, S. 410)。
- (70) ラント法一・五九・二。
- (71) 前註(54)を参照されたい。
- (72) なおこの平和を破つた者は、「斬首刑」に処せられるのだから、ラント法二・一三・五の「平和破壊者」(前註(29)を参照)に含まれることになる。ただし(厳密に言えば)(裁判集会が行なわれる)「法廷」と(決闘が行なわれる)「決闘場」との関係(具体的には、それが実質的には同じものかどうか)について、はっきりしたことはわからない。de(r) warf (od. warp) はもともと「回転、方向転換」の意、転じて「円形をした(法廷、決闘場)」を指す、と思われるが(Lexer, Bd. III, S. 695)「ホーマイヤーはこれを」、「Gerichtspatz」(裁判集会場)、特に決闘場、またそこに集まっている多数の人々」と解している(Ho. I, S. 499)。
- (73) 前註(18)を参照。
- (74) 前註(21)を参照。
- (75) ラント法三・九・二。
- (76) ラント法三・八(II)人は言う、城塞および諸侯は、城塞が持つ防禦(設備)のゆえに、また、諸侯が率いているはずの防禦(ないし、戦闘能力のある人々(II戦士たち)のゆえに、人がそれらに対して破りうるような平和(I)を有するはずがない、と。けれどもそうではない。けだし、諸侯に対して平和(II)を約定し信義にかけて(それを守る)義務を負う(en truwen plichtich is——これについては後註(80)でさらに述べる)者は誰しも、彼が彼等(II諸侯)に対して平和(III)を破るならば、人(II裁判官)は彼に対して、裁きを下さべきである)。この条項の(ii)および(iii)は、文言上、直接には諸侯に対して平和を約定する場合だけにかかわるが、(i)との関連では城塞について平和を約定する場合をも含む、と解すべきであろう(因みに、三・九・二の末尾——後代に補足された箇所であるが——には、後註(84)でも引用するように、「約定された平和(IV)の期間内に(V)城塞を奪う」ケースが出てくる)。
- (77) ラント法三・九・二(III)。なお、前註(21)でも述べておいたように、同条(IV) (VII)の binnen deme vrede も

(実質的には)これと同義である。因みに、(後述する)「禁制日」についても *binnen* (*gebundenen dagen*) という表現が出てくるが、この「禁制日」は常時(あるいは、恒久的に)存在するだけでなく、その保護は(現行犯平和破壊者、地方的追放・帝國アハトに処せられている者などを除き)万人に及ぶことに注意されたい。

(78) ラント法三・九・二(IV)。因みに、後述する「禁制日」には、犯罪以外のことなら(訴えることができ)裁判官はそれを裁くことができる(ラント法二・一〇・五—後註(106)に引用)。

(79) 前註(77)・(78)で述べた「平和日」・「禁制日」との相違を参照されたい。ただし、ここで「私的」と言ったのは、あくまでもこの平和が成立しないし存在する契機(Ⅱ約定)および人的範囲(Ⅱ当事者間)に限ってであり、すぐに後述するように、一たびこの平和が破られると、「公的な」裁判によって「公的な」制裁が科せられる。

(80) ラント法三・八(前註(76)に引用)。over in riehen の用法については、すでに前註(36)で述べておいたが、この場合それを(実質的には)「死刑」と解すべきだと考えるのは、後註(82)で述べるように、これにつづく(保証人の責任を論じた)三・九・一には「訴が(彼Ⅱ被告本人の)生命に及ぶ場合」について言及し、さらに三・八を継承する三・九・二でも、すぐ後の本文で述べるように、「ある者(Ⅱ本人)が、彼が自分のために自ら約定した平和を破れば、それは彼の首に及ぶ」とされているからである。こうした解釈を前提にすれば、この「約定された平和」を破った者も、ラント法二・一三・五の「平和破壊者」(前註(29)を参照)に含まれることになる。

なお、これに関連して(特に最後の文章中の *en truwen plichtich is* の解釈をめぐる)次のような問題がある。ヒルシュはこの条項の末尾を、「けだし、諸侯に対して平和を約定し、また、彼等に対し忠誠の義務を負う者が……」と訳し(Hi. I. S. 233)、ラント法一・四〇の参照を求めている(a. a. O. Anm. 1)。われわれの邦訳もこれに従ったものであるが、こうした解釈は『ザクセンシュピゲル註解』(Sachsenspiegelglosse—最初一四世紀前半、おおむね一三三五年前後に Johann von Buch の手に成る)にまで遡る(「ここには die undersaten (字義通りには「下臣」、実質的には「家臣」)も含まれる。すなわち、これらの者は彼等の主君に対して、単に騒動を断念する義務を負うだけでなく、彼等はさらに、彼等の名譽にかけて、あらゆる窮境において彼を助ける義務を負うのである(ラント法)一・四〇)——Ho. I. S. 307)。しかしこうした解釈は、ほかならぬラント法一・四〇と矛盾する。すでに前註(43)でも述べたように、ここでは「不忠な(truwelos)者……から、人は彼の名譽と彼のレーン法を剝奪する、また(むしろ、しかし)彼の生命は(剝奪)しない」と明記されているのに、この三・八では「en truwen (の)義務

を負っている者」に対しては(前述のように)「死刑」の判決が下されることになるからである。したがって、この条項の *truwen* は、「彼等(諸侯)に対して、忠誠の義務を負う者(一家臣)が「諸侯に対して約定する者」と並記されているのではなく、「諸侯に対して平和を約定し(それによつて)(彼の)信義にかけて(平和の)義務を負う者」と解すべきであろう。この機会に『邦訳』もそのように改めておきたい(Vgl. Ho. I, S. 493. そこでホーマイヤーも指摘しているように、ラント法三・四一の二と三には *entruwen loven* あるいは *in truwen geloven* と形は少しずつ違つてはいるが、同じ用法が見られる。また、a. a. O. S. 307, Ann. 4 245b 2) の箇所を *entruwen, in truwe* とする異本もあるようである)。

(81) ラント法三・九・二。

(82) ラント法三・九・二は、アイケ自身の手になるテキストでは(後代の補遺を除くと)次のようになっていた。「同じよう、人(*men*)はある者(*en man*) (i) が他の者のために(あるいは、他の者に代つて — *vor den anderen*) 約定した平和 (i) を償う (*beteren*) べきである。しかし、ある者 (*en man*) (ii) が、彼が自分のために自ら(あるいは、自分自身のために — *vor sek selve*) 約定した平和 (ii) を破れば、それは彼の首に及ぶ」。この条項で真先に問題になるのは、「ある者が他の者のために約定した平和」とは何か、ということである。

この条項の冒頭「同じように」という一句は、先行するラント法三・九・一を承けたものであるが、その三・九・一は(これもまたアイケ自身の手になるテキストに限ると、次のような趣旨の規定である。誰か(被告本人)を法廷に出頭させること、保証人となった者は、それを履行できなかつた場合(本人は敗訴したことになるから、本人が訴えられたこと(犯罪)に従つて(贖罪金を)償う (*betere*) が、訴が本人の生命に及ぶ場合には人命金を支払う。それ(文言上は「人命金」、実質的には「贖罪金」を含む)は原告のものになるが、裁判官は(それとは別に)罰金を受領する。

これと比較することにより、三・九・二について、次のことが明らかになる。第一に、「償う」というのは罰金および贖罪金(人命金を含む)の支払を意味すること(前註 31)を参照)。第二に、「ある者 (i) が他の者のために平和を約定する」というのは、「他の者」(本人、後段の「ある者」(ii) が「自分のために自ら約定した平和」を補強するために、いわば保証人として平和を(具体的には、「必ず本人に平和を守らせませす」という趣旨のことを)約定することではないか、ということ(ほかに後見人の場合も考えられるが、それについては、別にラント法二・六五・一に、実質的には三・九・二のケースをもカバーしうる規定がある)。

以上のような理解を念のために符号で示すと次のようになる。基本的には、A（相手方、三・九・二の右に引した箇所には出てこない）とB（本人、「ある者」（ii）との間で平和が約定され、C（保証人、「人」および「ある者」（i）がそれをB（ii）「他者」のために保証する。この平和をBが破る。保証人であるCには贖罪金と罰金を支払う義務が発生する。しかし、平和を破壊した本人であるBが捕まると、Bは斬首刑になる。——因みに、以上のように理解すると、なぜ前段（が「ある者」が他者のために約定した平和を償うべきである」となっていて、そこには「平和を破る」という表現が現われず、後段にのみ「平和を破る」という表現が用いられているのか、その理由についても納得がいく（平和を破るのはBであってCではない）。

序に言っておくと、この条項への後代の補遺の冒頭に、「平和（iii）は、それが約定された裁判管区において（『邦訳』では「裁判所において」となっていたのを、右のように改めたい。この「約定される平和」の「私的な」性格から見て、それは法廷で約定されるとは限らない、と考えた方が良さそうだからである。また、*gerichte* の用語法は「ラント法とレーン法」（ii）で検討するが、この箇所を以上のように解することによって、*binnen deme gerichte* という表現は例外なく、「裁判管区において」を意味することになる。なお、次節で後述する「復讐断念」（ラント法一・八・三）を参照（雪冤ないし否認宣誓をもって）否認するかあるいは償う（*beten*）」とあるのも、保証人（C）が「他人（B）のために約定した平和」についての補足であり、「人」（ii）はC、「平和」はCがBのために約定したそれ、と解すべきであろう（したがって、「人」（ii）が宣誓をもって否認しうるのは、（Bが平和を破ったということではなく）自分がCのために平和を約定したという事実だけである。因みにB本人は、平和破壊を雪冤できなかつた場合には、「斬首刑」になるはずである。なお、後註（83）・（84）をも参照されたい。

（83）前註（82）を参照。なお、念のために一言しておきたいことがある。前註（31）で述べたように、参審自由人（以上の身分の者）に支払われる贖罪金は三〇シリング、人命金は一八ポンドⅡ三六〇シリングであり、「他人のために（保証人として）平和を約定した者」は（本人が平和を破った場合、それが死刑に相当するならば）一八ポンドの人命金を支払わなくてはならない。一方、ザクセンシュビーゲルは、死刑（や切断刑）に処せられた者でもそれを請戻すことができる、ということを確認している（ラント法一・六五・二、一・三八・一、「アイゲン」、三・（四）、三三頁以下を参照。この場合（裁判官に）支払うべき「換刑贖罪金」は（死刑に処せられた者の）人命金相当額と推定される（たとえば、ラント法二・五・一、二・一〇・二、三・一二・二などを参照）したがって、この点だけを考えてと、「他人のために平和を約定した者」と「自分のために平和を約定した者」に対する制裁は実質的には大差がないのではないか、という疑問を抱かれる向きがあるかも知れない。しかし、見落してならないの

は、後者(「本人」)についてはたとえ死刑を請戻しても(各人生得の)「法」を喪失する(「法喪失者」になる——ラント法一・六五・二、一・三八・二、「アイゲン」、上掲箇所を参照)のに対して、前者(「保証人」)にはこの「法喪失」という制裁は及ばない、ということである(ラント法一・六五・三を参照(これは「保証人」・「後見人」一般についても言えることだが)この点で両者に対する制裁はやはり決定的に異なるのである)。

(84) ラント法三・九・二への補遺は、前註(82)の末尾に引用したあと、さらに次のようにつづいている。「またなんびとも(この)平和(の期間)内に(IV)、平和(V)が約定されている者(「相手方」)を(相手とつて)訴えてはならない。しかし、ある者(III)(前註(82)の末尾で用いた符号で言えば、B)が約定された平和(VI)を破るならば、人(III)(A)は決闘によるうと決闘によるまいとその者(A)が望む仕方、彼(B)を(相手とつて)訴えることができる。人(IV)(「叫び声をもって呼び集められた裁判管区民)が彼(B)を現行犯において捕えるならば、人(V)(「裁判官)は彼(B)に対して(この)平和(の期間)内に(でも)(VII)裁きを下す(over eine richten)。また、人(V)(B)が約定された平和(の期間)内に(VIII)城塞を奪い、あるいは人(VI)(B)が(A)に従属民を捕えるならば、それをなした者(B)は彼の保証人(C)を彼の宣誓をもってそれ(「その責)から免れさせることをえない」。

この件りは、私見によれば、すべて「自分のために自ら平和を約定した者」(B)がその平和を破った場合にかかわる(した)が、Bがこの平和を破れば「斬首刑」になる——前註(82)を参照)が、そのうち最後の文章(「平和(VIII)は、次の二つのことを示唆している点で重要である。第一に、そこに「彼の保証人」が登場することによって、前註(82)における「他人のために平和を約定する」の解釈(C「Bの保証人」)がさらに支持されること(なお、三・九・一および(三・九・四)には、他者を法廷に連れ出すことの保証人について、もし本人が(保証人を伴わずに)法廷に出頭して自分を裁判にかけてくれるよう(solte)申出るならば、保証人を免責させたことになる、という趣旨の補遺が加えられている。第二に、(それらの補遺と比較することによって)「城塞を奪い、あるいは(相手方の)従属民を捕える」行為が特に重いものと見なされていたこと(因みに、これらの行為はいわば本格的なフェーデに及んだ(あるいは、それを再開した)場合を示唆しているであろう)。

(85) ラント法二・一〇・三。(中世法における)「宣誓」の問題については立ち入った検討が必要と思われるが、とりあえず HRG. II. Bd., Art. Eid, S. 862ff. を参照。「禁制日」に(「平和」以外の)「宣誓」が禁じられたのは、「宣誓」が証人として神を呼び出すことと考えられていたことと関係するであろう。なおこの条項には、例外としてもう一つ、「現行犯で捕えられた者

を相手どって」宣誓する場合が挙げられているが、その点についてはさらに後述する。

(86) ラント法二・七・一・二。なお、本文引用中の後半は、『邦訳』に「これにたがって武器を帯びる者はすべて裁判されるべきである、けだし、彼等がそれによって捕えられるならば、帝国アハトに処せられるのであるから」とあったのを改めたものである。改訳の理由は以下の通りである。

エックハルトの考証 (Text I, S. 190, Anm. 57) に拠れば、この条項の下敷になったのは、一二二一年九月一日のいわゆる「ザクセン・ラント平和令」の次の条項である。c. 15: *Servientes, qui loricas et arma ducent, proscripi sunt et sicut proscripi iudicabuntur, nisi coram iudice, antequam deprehendantur, iurent, quod nullis armis deinceps utantur preterquam gladiis sicut alii servientes* (= 鎧と武器を身に帯びる従者たちあるいは、ミニステリアーレン——以下同様) は (そのことによつてすでに) 追放されている者なのであつて、被追放者と同じように裁かれるべきである、彼等が、捕えられる以前に (自ら出頭して)、裁判官の前で、爾今他の従者たちと同じく剣以外のいかなる武器をも用いない旨、宣誓するのでないかぎり)。この規定と比較することによつて、次の二つのことが明らかになる。

第一に、このラント平和令の規定は、*servientes* に限つて剣以外の武器の携行を禁止しているのに対して、ザクセンシュビーゲルはその禁止を一般化 (特に騎士身分の者にも拡大) している (こうした志向については、次節で改めて論ずるが、クレッシェル『ゲルマン法』、前註 (90) に所掲の箇所をも参照されたい)。第二に、この禁止に違反した者は (ただちに) 被追放者と見なされ、被追放者と同じように裁かれたこと。因みに、ザクセンシュビーゲルにおいては、追放は犯罪について訴えられて (それにもかかわらず法廷に出頭しないか、あるいは、逃亡して) いる者を法廷に出頭させるための強制手段と考えられており (「アイゲン」、三・(四)、三二〇―三三三頁を参照)、被追放者はいつでもそれから自分を引戻して法廷に出頭することが可能である (ラント法三・一七・一を参照。なおその際、被追放者に対して「平和」が付与されることについては、本節・(五) で論じたラント法二・四・一および三三三・四・一 (前註 (51) および (52)) を参照されたい) が、もし彼が追放中に捕まると「それは彼の生命に及ぶ」とされている (ラント法二・六八・五)。したがつて、追放に関しては、ザクセン・ラント平和令とザクセンシュビーゲルは基本的に同じ考え方に立っている、と言えよう (なお、「アイゲン」、前掲箇所) に次のことを補足しておきたい。すなわちそこでは、まず地方的追放に処せられその上で帝国アハトに処せられるケースのみを論じたが、ザクセンシュビーゲルには、国王がいきなりアハトに処するケースも出てくる (ラント法三・六〇・三)。この二・七・一・二は後者の一ケースである)。

以上のように見てくると、『邦訳』のままでは、第一に、違反者が捕えられたときにはじめて「帝國アハト」に処せられるように読めること、第二に、「帝國アハト」が（違反者を処断する根拠ではなく）彼等に対する刑罰と読めること、以上二点が特に問題であることを御理解いただけよう。

なお、over jn. rüchen という表現については、すでに前註(36)で論じておいたが、この場合は前述のように「生命に及ぶ」ことになるから、剣以外の武器携行の禁止を破った者も、ラント法二・一三・五の「平和破壊者」(前註(29)を参照)に含まれることになる。

(87) たといえばアルブレヒト (W. E. AURBECHT, Die Gewere als Grundlagen des älteren deutschen Sachenrechts, 1828, S. 18) は、この両者を一括して——特定の人物についてのみ妥当する「特別な平和」の一つである——Vertragsmäßig (＝契約にもとづく) 平和に数えているし、ヒルシュ (HILSCH, 32) にいたっては、「約定される、あるいは、宣誓される平和」を一括した上、両者の史的典拠(ラント法二・一〇・三、二・七二・三、三・八、三・九・二、三・五四・二)を互いに区別することなく羅列している。

(88) こうした禁止が「公的な」権力によらなければ不可能なことは指摘するまでもあるまい。因みに、ここに挙げられている地域のうち「村落」だけは、前項・(二) (前註(24)に対応する本文)で述べたように、「古来の平和」(ないし「国王の平和」)の保護下にある(「都市」や「城塞」に同じ保護が及ばないのは、その自衛能力によるものと思われるが、反面この条項が、「都市」と「城塞」の両者はその内部については「特別平和領域」と見なされていた、ということを示唆している点に注意されたい。なお、「城塞」については「約定される平和」が存在しうることは、前項・(七)で前述した通りであるが、その点「都市」については明文の条項がない)。また、この後段からして、この条項の前後における槍の携行の禁止は、これらの城塞・都市・村落など(一般に)人の居住する地域以外のところにかかわることがわかる。

なお、念のために、(ザクセンシュピーゲルの描く)当時の人々の武装のあり方について、(とりあえず Text II, Glossar der Wortformen に拠り) swert と wäpen の用語法をもとに概観してみると、以下の通りである。

第一に、剣をも含めて一切の武器を帯びてはならないとされる場合。a) このラント法二・七二・二の後段。b) 国王の罰令権の下で裁判集会がおこなわれる際の裁判官と参審員(ラント法三・六九・二)。c) フローンボーテが判決の執行に当たるとき(ラント法三・五六・二、前註(60)を参照)——因みに、これを前出⑥と比較することによって、フローンボーテが剣さえ帯びないの

は、(必ずしも彼等が騎士の出自を持たないからではなく、むしろ)彼等による判決の執行が裁判(集合)の延長線上にあると理解されたからである、と見当がつく。④主君によって所領を剝奪された家臣が、その所領を引戻すためにレーン法廷に出頭するとき(レーン法六七・一、「ラント法とレーン法」(一)、註(51)で *vare* (軽蔑ないし卑下) について述べたことを参照—因みに、「補論」、註(70)で *verdelien* の用語法について述べたことから、この家臣は「服務紀律違反」または「不服従」のかどで有責とされた者と推定される)。第二に、剣のみの携行が許されている場合。⑤このラント法二・七一・二の前段。⑥犯罪のゆえに訴えられた者、これと前出・第一の④(レーン法六七・一)との差は、後者においては家臣がすでに「有責」とされているのに対し、ラント法二・六七では、まだ(犯罪のゆえに訴えられているだけで)「有罪」とされたわけではない。「法廷」決闘に及ぶ可能性も残されていることにもとづくのではないかと推定される。なお、このラント法二・六七も「ラント平和令」群に属している)。

以上のように見てくると、第一に、ここに挙げた以外の場合には、(主君に問責されてレーン法廷に召喚される場合も含めて)(少なくとも)騎士の出自を持つ者は自由に槍を携行できたこと(前註(42)を参照)、第二に、ラント法二・七一・二の武器の携行の禁止は(前段の槍の携行の禁止に限っても)きわめてきびしいものであること、がわかるであろう。

(89) 前註(86)を参照されたい。

(90) R. His, a. a. O. I. Teil, 1920, S. 12f. および、クレッシェル『ゲルマン法』、一七六—一七七頁を参照。因みにクレッシェルは、「アイケは、彼が底本としたもの(11—13世紀前半のあるラント平和令)の中で、平和(令)が特定の期間のみに限って誓約されている (*Bechworen* — 本稿で用いている訳語で言えば、「宣誓されている」)、ということを示唆する箇所をすべて取り除く」と述べているが、私見によれば、ラント法二・七一・二には、こうしたアイケの基本的作業態度にもかかわらず、底本(11当時のラント平和令)における「平和」の時限的性格が顔をのぞかせている、ということになる。

(91) Friedenseid (フリースайд) J. GERNHUSER, Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfrieden von 1235, 1952, bes. S. 104ff. および(それを批判的に紹介した)拙稿「ドイツ中世の平和運動における「公共性の理念」」(二)、「歴史学研究」一七三(一九五四年、一六頁以下)を参照されたい。

(92) 前註(86)を参照されたい。

(93) ラント法三・五四・二。この条項において最も注目されるのは、ほかならぬ平和に関して「約定」と「宣誓」が峻別され

ていることである(因みに、国王が即位後宣誓してはならないというのは、宣誓が自己呪詛をも意味するからであろう。HRG(前註(85)に所引の箇所を参照されたい)。なおこの条項は、国王の(Ⅱ国王が国王として行なう)宣誓について述べているので、国王が「宣誓」の代りに「行なう平和の「約定」を、国王がいわば「私人」として誰かと平和を約定する場合を想定したもの、と理解する余地はない。

(94) 前註(8)を参照されたい。

(95) 『邦訳』では、関係箇所は「それに加うるに、(dagegen)各週四日」となっているが、この機会に「それには各週四日(が属している)」と改めておきたい。この場合、「それ」は文言上「平和日」と取れないこともないが、私としては本項で後述する理由で(少なくとも実質的には)「禁制日」を指すと解したい。

(96) この箇所、『邦訳』では「裁判所において」となっているが、本文のように改めておきたい。前註(82)でも述べたように、*gerichte* の用語法については、「ラント法とレーン法」(二)で検討するが、*in deme (od. eneme) gerichte* という表現も例外なく、「裁判管区において」という意味で用いられている。

(97) 『邦訳』、ラント法二・一〇・一への訳註(1)(二三八頁)でも記しておいたように、「禁制日」とは具体的にどの日を指すかについて学者の見解は岐れている。しかし、私見によれば、少なくともラント法二・六六・二に関する限り(そのいずれとも異なり)、「禁制日」を、「神聖日」Ⅱ(具体的には、どこまでを含むかは別にして)キリスト教の祝祭日(およびその前後の期間)とは区別された「平和日」、すなわち「各週四日(の週日)」と解するのが自然であると思われる。なお、「禁制日」を(「平和日」よりも)狭義に用いる用法については、後述するレーン法四・四をも参照されたい。

(98) 「神の休戦」については、とりあえず拙稿「神の平和」(前註32)、七二頁を参照されたい。

(99) ラント法二・一〇・一(念のために一言すると、これはドイツ語第二版において補足された条項である——前註(5)を参照)。なお、帝国アハトについては、前註(90)を、*over jn. richten* という表現については、前註(36)および次註(100)を参照されたい。

(100) 同じくラント法二・一〇・一。ただしこの場合、現行犯で捕えられた者は(ただ、身体・生命刑の判決を下されただけでなく)ただちに処刑された可能性が大きい。そう考えるのは次の理由による。

現行犯で捕えられた者には、(一般に)(法廷で訴えられた者が自分の無実を証明するために用いる)防禦(ないし雪冤)手段を一

切認められない、と解されるが(たとえば、HRG. I. Bd. Art. Handhabe Tat. S. 1966ff. を参照)、ザクセンシュペーゲルにはそうした趣旨のことを正面から規定した条項はない。しかし、後代の補遺にかかる条項ではあるが、現行犯で捕えられた者の「据罪」について定めたラント法(三・八八・四)は——地方的追放中に捕えられた者の「据罪」について定めた(三・八八・二)・(三・八八・三)と比較すると——そのことを示唆しているもの、と思われる。それだけではなく、ラント法二・九・三は——現在の私の読み方では——もつと明確にそのことを示唆(ないし、前提)しているように思われる(ラント法二・九・三||ある捕えられた者をめぐり、)「邦訳の」のために「をそう改めた」訴が判決をもって次の期日まで延期される場合には、人(II裁判官)は彼を担保として、(彼を捕えて法廷に連れ出した者に)交付す(to borge dun)べきである。——「邦訳」では(HI. I. S. 172 に従う)、to borge dun を「保釈を受ける」と訳している。しかし、この表現は、それが用いられている他の二箇所(ラント法一・七〇・二、三・四三・二)では、いずれも「担保として交付する」の意味である。それに、ラント法二・八からは「犯罪」をめぐり訴についての記述が始まるが、二・九・一までの条項は法廷での(換言すれば、「捕えられていない者」に対する)訴について述べ、二・九・三はその対比において「捕えられた者」をめぐり訴について述べている。それなのに、「(保証人を立てて)保釈を受ける」というのでは、(実質的に)二・九・二(II原告・被告の双方が法廷に出頭するための保証人を立てなくてはならない)との差がなくなる。さらに二・九・三には、後に右の引用のあと(ドイツ語第二版で)「彼が現行犯において捕えられたのでないかぎり」という補足が加えられているが、これは「現行犯で捕えられた者については、訴を延期することなく、ただちに裁きを下(して処刑)すべきである」という意味の留保と解することもできる。なお、over jn. richten に「(誰かを)処刑する」という用法があることについては、前註(36)を参照されたい。

(101) ラント法(二・一〇・四)(後註(125)に対応する本文に引用)。現行犯と平和破壊の関係についてはさらに後述するが、とりあえず前註(36)・(64)・(100)などを参照されたい。

(102) ラント法二・一〇・三。前註(85)およびそれに対応する本文を参照されたい。

(103) ラント法二・一一・四。ほかにラント法(二・一〇・五)、三・六一・一をも参照。なお、同じ趣旨の規定はレーン法上の裁判集会についても存在する(すぐに詳述するレーン法四・四のほか、レーン法六五・二、六九・一〇、七二・一をも参照)。

なお、「禁制日」には裁判集会を開催しないのに、どうして現行犯を裁くことができたのか、という疑問を抱かれる方のために一言しておく、現行犯に対する裁判は(もともとは)その都度ゾーグラーフを選んでおこなわれたのであって(ラント

法一・五五・二、一・五六を参照)、これは(あらかじめ裁判期日を定めておこなわれる)「裁判集会」(その最も重要なものについては、ラント法一・二〇・二を参照)には含まれていないからである。なお、次註(104)をも参照されたい。

(104) ラント法二・一〇・五(「人が禁制日内に犯罪のほか他のいかなることを訴えても、裁判官はそれを裁くことができる」)。この条項についても、「禁制日」には裁判集會を開催しないのに、なぜ裁判官が(犯罪以外の)訴を裁くことができるのか、という疑問を抱かれる向きがあるかも知れない。しかし、「裁判官は(もともと)あらゆる種類の訴を……、彼の裁判管区内で(あれば)どこであれ彼の居るところで、裁くことができる」(ラント法一・五九・一)であつて、特に犯罪以外のことについては、両当事者がその場に居合わせていれば、わざわざ次の「裁判集会」(前註103)を参照を待つまでもなく、(いつ)どこでもその場で即決できた、と考えられる(後代、ラント法二・一〇・五の前記引用の箇所にも、「そこに(「その場に」)居合わせている者に対して」と補っているのに注意されたい)。因みに、レーン法に關しても、家臣二人が一つの所領を訴求するケースについては、主君は(いわば正式の)裁判集會以外の形で決定することができた、ということを示唆する条項がある(レーン法六六・五)。「いずれの日であれ、家臣が彼の主君のために鎧を抑え、または(裁判集會で)判決を發見し、または贈物をもってまたは他の物をもつて彼(主君)に勤務(ないし、奉仕)する日には、彼(家臣)は彼の主君のレーン法廷に出頭する義務がない。しかしながら主君は、彼の家臣二人の一つの所領に対する訴求を、彼等のうち一人または彼等が二人とも彼(主君)への勤務(ないし、奉仕)中であつても、決定することができる」——「ラント法とレーン法」(二、註32)を参照。

(105) もちろん、「現行犯で捕えられた者」は(犯罪の態様によつては)ただちに処刑された場合もありうるし(前註100)を参照)、また、(地方的追放に処せられるのはもとも「生命または手に及ぶ」犯罪のケースに限られるが——ラント法一・六八・一参照)「地方的追放中に捕えられた者」が追放の原因となつた犯罪(の種類いかんにかかわらず、それ)について有罪とされれば「それは彼の生命に及ぶ」(前註86)を参照されたい。しかし、これらのきびしい(実体的な)制裁は「現行犯」ないし「地方的追放」(および「帝國アハト」)の効果であつて「禁制日」そのものの効果ではない。つまり、禁制日以外の日に逮捕されても、「現行犯」や「地方的追放(ないし、帝國アハト)中の者」には同じ制裁が科せられるのであつて、「禁制日」はそうした(きびしい)制裁が適用される(時間的な)枠を上げたり、そのための手續を容易にしたりしているにすぎないのである。

(106) 前註(97)を参照されたい。

(107) レーン法四・四。

(108) 前註(97)を参照。因みにレーン法四・四は、本文に引用したあと、「しかしながら、午前および禁制日(広義)外に判決をもつて始められていること(訴訟)があれば、それを人は午後および禁制日(狹義)に(かかつて)も——(ただし)祝祭日にはなく——了えることができる」とつづいている。

(109) 前註(103)の前段を参照されたい。

(110) レーン法六九・一二。

(111) レーン法六九・一一。

(112) *Deberen* の用語法については、前註(31)を参照されたい。

(113) 前註(31)を参照。

(114) 同じく前註(31)および前註(63)で、「(軽微な)暴行」について述べたところを参照されたい。因みにホーマイヤーは、このレーン法六九・一二への註解(Ho. II, S. 283)の中で、『ザクセンシュペーゲル絵解本』(a. a. O. S. 127, 4を参照)のこの件りの絵を、「*vire* を破る者は棍棒をもちもう一人の者をしつかり掴まえている」と描写している。それによって、この条項についての『絵解本』作者の理解は私のそれと同一であることを推定できよう(ただし念のために一言しておく、「しつかり掴まえている」というのはラント法三・三七・一の「引き掴む」の意味であつて、ラント法二・一三・五の「(いわば本格的に)捕える」(今日的に言えば、「不法逮捕・監禁」には当たらない、ということが前提になる)。

序に言つておくと、これに関連するラント法一・五三・四、「なんびとも一つの事件のゆえに二度罰金を支払うことはない、彼が一つの行為によつて平和を破りかつ破門の(=破門に相当する)罪を犯すのでないかぎり。こうした者は、教会の裁判所を世俗の(それと双方)に対して、(to geistekene rechte unde to werltkeme — 邦訳)には、宗教的な法および世俗的なそれに従つて」とあるのを、前出・レーン法六九・一二の比較によつてこのように改めた。罰金を支払わなくてはならず、また彼が傷つけた(Geset hevet)者に対しては贖罪金を(二つ)支払う」も、「それによつて同時に平和を破りかつ破門の罪を犯す」行為とは具体的にいかなる行為かをめぐつて、理解の容易でない条項である。この条項については、むしろ(真先に)「教会堂や墓地で強奪する」行為などを考えなくてはならないであろう(たとえば、ラント法二・一〇・四)を参照)、こうした行為は(前註(28)に対応する本文で)前述したように「車裂き」の刑に処せられるはずである。したがつて、「罰金と贖罪金の支払」で足りるこの条項の「一つの行為」は、前述のレーン法六九・一二と同じく「(軽微な)暴行」、さらに、それによつて同時に

「破門の罪を犯す」というのは「祝祭日(の平和)」を破ること、つまり全体として、祝祭日に「(軽微な)暴行」を働く行為を念頭に置いたものと解すべきであろう。

因みに、『邦訳』では「害する」として(serenの語は *versehren* (Ho. I, S. 477) || *verwunden* (a. a. O. u. Sch., S. 76), *verletzen* (Text II, S. 239 u. Hi. I, S. 156)を意味するが、それを文字通りに「他の者を(不具に)または「傷つける」と解すると、そうした行為は(原則として)「(手の)切断刑」をもって罰せられるはずであるから(ラント法二・一六・二)、(同じく「傷つける」といっても)「他の者を棒をもって打撃(打った跡)が腫れるほど打ち、または、他の者を肉(に達する)傷なしに出血させる」(ラント法二・六八・二)参照)程度の「被害を与える」ことと解すべきであろう。

なお、こうした「(軽微な)暴行」といえども、それが「平和を破る」行為とされている以上、(前述のように平和を破った者には「禁制日」の保護は及ばないから)彼が「禁制日」に現行犯で逮捕されたり(現行犯手続で)裁かれたりすることはありえた、ということになる。しかし、前註(31)および(63)で述べたように、その場合でも、この(軽微な)暴行犯人に対する(実体的な)制裁は罰金および贖罪金の支払であることが明記されており、それが(実体的に)加重された形跡はない。

(115) 前註(22)を参照。

(116) ラント法三・七・三(i) (前註34)に対応する本文、三・八(iii) (前註80)に対応する本文、三・九・二(ii) (前註83)に対応する本文、同(i, vi) (前註84)を参照。

(117) ラント法一・五三・四、レーン法六九・一二(i)と(ii) (前註113)およびそれに対応する本文を参照。

(118) ラント法三・四五・一(ii)「不真正な人々(Uechte Iude—ラント法三・四五・九参照)は、人命金なしである(人命金を持たない)。しかし誰であれ、彼等の一人を傷つけまたは強奪しまたは殺し、もしくは不真正な婦人を強姦し、しかして、(Eude) 彼等に対して平和(i)を破る者があれば、人(裁判官)は平和の法に従って(ii) 彼に対して裁きを下さすべきである」。すでに「アイゲン」三・(四)、三四頁でも指摘しておいたように、ここでは「傷害」・「強奪」・「殺人」・「強姦」などがそれ自体として「平和を破る」行為とされていること、そして、そのことがいわば犯人を(後述する)「平和の法」に従って処断する論拠とされていることに注意されたい(念のために一言しておく、婦人を除いて「不真正な人々」(一般)はたとえば前述の「国王の平和」など) 特定の平和の保護は受けていない)。なお、この条項については後註(150)をも参照されたい。

(119) ラント法一・六三・一(前註30)に対応する本文を参照。なお、本文で「傷つけ……」と訳しておいた箇所は、厳密には、「そ

れから彼(Ⅱ原告)は彼(Ⅱ被告・平和破壊者)に(次のように)責を問うべきである、彼(Ⅱ被告)は彼(Ⅱ自分・原告)を傷つけ、また彼に暴力(ge Wilt)を加えた、それ(Ⅱ暴力)を彼(Ⅱ自分)は挙示することができる(と)。それから彼はその傷、または、それが治癒しているならば、その傷跡を示すべきである、となつてゐる。この傷害がどの程度のものかはこれ以上はわからない。この条項(に始まる一連の条項)は被害者が「平和破壊者」に(法廷 決闘を挑む手続を詳細かつ具体的に述べた件)であり、そこでは原告自身が決闘を戦うことが前提されているから(この条項の「平和破壊」に「殺人」が含まれないのもそのためである)、この「傷害」は前註(31)で前述したような軽微なものである可能性が大きい。しかし、(これらの条項を全体として見れば、この「傷害」の程度はさして重要な問題ではない(Ⅱその軽重によつて法的帰結に差を生じない)ので、ここではこれ以上立ち入らず、単に「傷害」と解しておく。

この条項の解釈を難しくしているのは、むしろその末尾に、「これら三つの犯罪(Ⅱ国王の道路上または村内における平和破壊、傷害、強奪)を彼(Ⅱ原告)は一度に訴えるべきである。そのうちいづれか一つを彼が黙っているならば、彼は彼の決闘を失つた(Ⅱ決闘に負けたことになる)」、と明記されていることである。すなわち、これを字義通りにとると、「傷害」や「強奪」が(特に独立して)「国王の道路上または村内のいづれか」以外の場所で起きた場合にはどうなるのか、特にその場合被害者は(加害者を現行犯で捕えることができなかつたときは)もはや加害者を「平和破壊者」として訴えたり、あるいは少なくとも(彼を法廷で訴えたとき加害者が否認すれば)彼に(法廷)決闘を挑むことはできないのか、などの疑問が生ずるからである。しかもこの疑問は、次のような疑問によつてさらに増幅される可能性がある。すなわち、本節・(二)で述べておいたように、「国王の道路」と「村落」は「古来の(あるいは国王の)平和」の保護下にあるが、そうした場所で「傷害」や「強奪」を犯したることによつて、それに対する(実体的な)制裁は加重されたのか、という疑問がそれである(「強奪」はもともと「斬首刑」である(ラント法二・一三・五)が、「傷害」は単独では「手の切断刑」に処せられる(二・一六・二)、ただし前註(31)や(63)で扱つた場合は除く)。しかし、それが「決闘をもつて服罪させられる場合」には、ことは被告の「生命に及ぶ」(二・一六・二への補遺を参照)。ところが、一・六三・一の「平和破壊者」の場合、彼が「決闘で」打ち負かされる(Ⅱ有罪とされる)ならば、人は彼に対して裁きを下す(over an Hohen — 文言上は前註(36)で述べたように「死刑」または「手の切断刑」、この場合は右に述べたことから当然「死刑」——)とあるだけで、必ずしも制裁が加重されたとは断定できない)。

こうした疑問に最終的に答えるためには、法の規範構造における平和の位置を明らかにする必要があるが、それについて

は次節で改めて検討するので、ここではとりあえず、一・六三・一は現行犯で捕えることのできなかつた平和破壊者を法廷で訴え彼に決闘を挑む最も典型的な事例を述べたものと、と解して論を進めることにしたい。

(120) ラント法二・七一・四。この条項について見落してならないのは、第一に、それが「ラント平和(令)群」の中に登場してくることが、第二に、それが「人が叫び声に従う(Ⅱ)に応じて現行犯人の逮捕・追跡のために馳せ参ずる」ときは、人は武器を帯びることができる」とする) ラント法二・七一・三(言うまでもなくこれは前註(88)で詳述した二・七一・二に対する例外として書かれたものであるの直後に位置していることである。つまりこの条項に始まる一連の条項は、(ある特定のラント平和令を念頭に置きつつ)主として、「叫び声」とともに始まる現行犯手続によって城塞を拠点にして平和を破壊する者を逮捕し裁判にかける場合のことを定めたものである。

具体的には、二・七一・四は、まず「叫び声」に応じて馳せ参じた者が犯人を「城塞の前まで追跡する」、つまり、彼等が現行犯人を追跡して行つて(犯人の逃げこんだ)城塞の前まで到達した場合のことから始まる。この場合、「(追跡が)その(Ⅱ)当該)裁判管区内(だけ)で(おこなわれるときは、叫び声を挙げた者が(犯人の後を追ひ、彼等の)先頭に立つて(徒歩で)行きまたは騎行している限り、彼等は三日間、食料は自分持ちで、そこに(Ⅱ城塞の前に)留まるべき」ものとされる。この条項はひきつづき、「その者(Ⅱ叫び声を挙げた被害者)が傷つけられており(Ⅱ傷を負ひ)、そのため彼が追跡しえない」場合について、「人々は、彼等に平和を破つた者(の姿)が見えるかぎり、義務として追跡すべき」旨を説いている。本文で「平和を破る」態様として「傷害」をも挙げたゆえんである。ただし、それに(一)を付したのは、被害者が先頭に立つて追跡するのが原則(裏から言へば、彼は常に負傷しているとは限らない)とされているほか、以下に述べるように、城塞を拠点とする平和破壊はむしろ「強奪」を中心にして捉えられているからである。

二・七一・四は、右に引用したあと、「彼(Ⅱ平和を破つた者)がただちに他の裁判管区へ逃げこむ」場合について、「彼等(Ⅱ追跡している者たち)は野の上で(あれば)(後続の二・七一・五によつて、村落・都市・城塞、つまり人が住居を有しているところ——ラント法二・七一・二(前註88)を参照)——は別にして、それ以外の人が住んでいない場所なら、の意であることを確認できる)そこ(Ⅱ他の裁判管区)で彼を捕え……、(そこへ)そのラント(Ⅱ他の裁判管区)民が来合わせないならば、彼を(自分たちの裁判管区へ)連れ戻すことができる、とする。次の二・七一・五は、これを承けて、「彼(Ⅱ平和を破つた者)が他の裁判管区(ある)村落または都市または城塞へと逃げこむ」場合について、彼等(Ⅱ追跡してきた者たち)がいかにかしてその他の人々

を呼び集め犯人の引渡を求めるか、その手続について述べている（これについては、やがて本文および後註(12)でさらに述べらる）。

次に二・七二・一は、「いかなる城塞にであれ人（||城主や城臣）が法に反して平和破壊者を留め置く（||匿まう）場合に就いて述べる。したがってそれは、先行する二・七一の四と五の双方を承けたものと受け取れないこともないが、そのすぐあとに「裁判官が叫び声をもつてその（城塞の）前に呼ばれるならば」とつづいているから、この条項は実質的にはむしろ（あるいは、少なくとも直接には）二・七一・四の冒頭（||彼等が城塞の前まで追跡する）場合に戻り、平和破壊者を追跡してきたところ（彼等自身は彼を捕えることができず）彼が（当該裁判管区の）城塞の中に逃げこんでしまった場合のことを述べたものと解すべきであろう。この二・七二・一では *tot*（強奪品）のことが問題になり、また、犯罪のことで城塞（そのもの）の責が問われる場合の手続について述べた後続の二・七一・二、(四)、(五)にも、*tot*（強奪または強奪品）、*rovere*（強奪する）、*rovere*（強奪犯人）が登場してくる（さらに、犯罪の（拠点となった）かどで有罪とされた城塞を破壊する手続を述べた三・六八・一にも、*roflake*（強奪によつて持ちこまれたものはそこから持ち出す、という趣旨の規定がある）。城塞を拠点とする平和破壊が「強奪」を中心に捉えられていることは明らかであろう。本文でこの場合の平和破壊の（主たる）態様として「強奪」を挙げたゆえんである（なお、二・七二・一についても註(13)でさらに後述する）。

(121) ラント法三・四五・一一 (ii) (前註(11)に引用—なお、*over jin richte* という表現については、前註(36)を参照されたい)。因みに、この条項に挙げられている犯罪のうち、「傷害」だけは「手の」切断刑ですむが（ラント法二・一六・二）、他の「強奪」、「殺人」、「強姦」は「斬首刑」に処せられる（ラント法二・一三・五—なお「強姦」については、三・四五・一一の直後に、いわばそれを補足する形で、娼婦や自分の情婦に対して男が強姦をおこなつて彼の生命を（罰として）失うことがある、彼が彼女（たち）の同意なしに（||意に反して）彼女（たち）を犯すならば（三・四六・一）、という条項がある。なお、「強姦」の問題（それを裁く手続の特異性）についてはさらに後述する）。

(122) ラント法一・六三・四（末尾）。なお、この条項は平和破壊者に対して（法廷で）決闘を挑む手続について述べた一連の条項に属しており、そこで「人が訴えている相手方」と言われているのは、前註(119)で論じた一・六三・一の「平和を破った者」（後述するように、「平和破壊者」とも言われている）を指している。これもすでに前註(119)で述べたように、この「平和破壊者」が決闘で敗れると「死刑」に処せられることになる。

(123) ラント法二・七一・五。この条項については前註(120)を参照されたい。なお、前註(119)・(121)でも述べたように、「強奪」に下される制裁(Ⅱ刑罰)は「斬首刑」であるが、この条項については、あるいは、なぜ「平和を破った者」を(他の裁判管区まで)追跡してきた人々が犯人の引渡を受けるに先立って「その者(Ⅱ犯人)の人命金のための保証人を立てる」必要があるのか(また、それとの関連で、「彼等が彼に對し適法に裁きを下さない」というのはどういう場合か)について疑問を抱かれる向きがあるかも知れないので、以下その点について簡単にコメントしておきたい。

問題を「刑事訴訟(Ⅱ犯罪をめぐる訴に限ると、誰かが犯罪のかどで訴えられた場合、彼(Ⅱ被告)が当該裁判管区内に「彼の人命金を上廻るだけのアイゲン」を有していない場合には、保証人を立てなければならなかった(ラント法二・五・一を参照。因みにこの場合、保証の限度額は「人命金」の額とされているが——ほかに、二・一〇・二と三・一二・二を参照——、犯罪を犯した者に対する最高の刑罰は「死刑」であるから、この限度額は死刑の宣告を受けた者が自分の生命を請戻すための「換刑贖罪金」に相当する)。しかし、「刑事訴訟」の場合には、原告の方も(おそらく訴訟完遂のための)保証人を立てる必要があつたことを忘れてはならない(ラント法一・六一・一を参照。ただしこの条項では、保証人を立てるのは、「訴訟の期日が定められた」ときとされ、また原告が「そこ(Ⅱザクセンのラント内、一・六一・四を参照——または当該裁判管区内、前出二・五・一を参照)に相続財産(Ⅱアイゲンの意、「アイゲン」、二・(二)、七頁を参照)を持たない」場合に限られる、と推定できるが、「相続財産(Ⅱアイゲン)の規模(ないし価値)や保証限度額についての規定はない)。因みに、自分の起こした訴訟を完遂しない場合、および、決闘を挑みながら相手方を服罪させなかった(Ⅱ決闘に敗れた)場合には、原告は(相手方に対しては)贖罪金と(裁判官に対しては)罰金を支払わなくてはならなかった(あるいは、それで足りた——ラント法一・五三・一、一・六二・一、一・五一・五、一・六三・四(末尾)を参照)。

以上の所見を念頭に置いて今一度ラント法二・七一・五を見てみると、第一に、犯人を追跡してきた人々が保証人を立てるのは、(基本的には)「刑事訴訟」において(当該裁判管区内に一定規模のアイゲンを持たない)原告が(訴訟完遂のための)保証人を立てなくてはならないという準則にもとづくものであること、第二に、「その者の人命金のために」というのは「その者の人命金に相当する金額のために」という意味であること、第三に、「彼等が彼に對して適法に裁きを下さない場合」というのは、平和破壊者に対する裁判を(そもそもおこなわないことはもちろん)完遂せず、あるいは、彼の有罪を立証して服罪させるのに失敗する場合であること、第四に、「その者の人命金」相当という保証額は、当該裁判管区内で右のような(「適法に裁きを

下さない)ケースが生じた場合にくらべるとおそらく加重されて(おり、それはおそらく裁判管区がある程度相互に独立性(ないし領域的性格)を持つてゐることを示して) いること、などを推定できよう。

(124) 前註(121)・(122)・(123)を参照されたい。

(125) ラント法(二・一〇・四)。その具体的な意味については、本節・(九)・(2)で前述したところを御参照いただきたい。

(126) ラント法二・六九。この条項について注意する必要があるのは、第一に、それがいわゆる「ラント平和(令)群」の中に位置していること、第二に、それが(前註(120)で述べた)ラント法二・七一・四に始まる城塞を拠点にして平和を破る(特に強奪を働く)者を追跡(ないし追及)する手続のための伏線となつてゐることである。その点について若干のコメントを加えると次の通りである。

「現行犯」(一般)についての定義的条項によれば、「現行犯が存在するのは、人(「叫び声に應じて追跡した人々」がある者を犯行とともに(「犯行と同時に」)または犯行からの逃走中に捕え、あるいは(ある者が)窃盗品または強盗品を彼のゲヴェーレ(「家・屋敷」の中にもち、彼自身その鍵を携帯する場合である) (ラント法二・三五)。この条件文の前段を本文に引用した二・六九の「平和を破つた行為(「犯行」からの)逃走の際に、または平和を破つた行為(「犯行」中に)」という件りと比較してみると、二・六九は平和破壊の現行犯を(正当防衛で、または)追跡中に(同じく正当防衛で)殺したり傷つたりした場合のことを述べたものであることがわかる。しかし、見落すことのできないのは、二つの条項の「現行犯」追跡手続に(したがつてまた「現行犯」概念そのものにも)実質的に相違がある、ということである。その要点を述べれば次の通りである。

まず、(一般の)窃盗または強奪に関しては、(右に引用した二・三五にひきつづき)「誰であれ翌日以降に(over den anderen dach—後述するところを参照)彼の窃盗(された)品または強奪(された)品を有する者のもとに見出す場合、その(ある)者がそれを公然と買得し、しかも隠さず持つていて、そのことにつき証人を有するならば、人(「窃盗または強奪の被害者」)はその者に対し現行犯の責を問うことをえない」(二・三六・二)という条項があり、現行犯手続は(せいぜい)翌日で終わることが示唆されている(「誰であれ犯罪のゆえに、それ(「犯罪」)が一夜を越えたもの(overnachtig)となる以前に、法廷で叫び声をもつて訴えられ、原告がその犯罪を自分とも七人(の証人)で証明できるならば、人(「裁判官」)はそれ(「その犯罪」)をなした者をただちに地方的追放に処する」(二・七〇・三))という条項があるから、この場合、追跡はその(「犯行の)日のうちに終つた——したがつて、右の over den anderen dach という表現は翌日をも含む——可能性が大きい)。

これに対して、二・六九の「平和破壊者」に対する現行犯追跡手続は、前註(120)で述べたように、(少なくとも)平和破壊者が城塞に逃げこんだ場合三日間つづくこと(二・七一・四)、また、彼が他の裁判管区にある村落・都市・城塞等に逃げこみそこで(その裁判管区の人々によって)逮捕された場合にも現行犯手続が依然として継続されていること(二・七一・五および前註(120)を参照)に注意されたい。

このような差異は、前者が「窃盗」・「強奪」(一般)を念頭に置いているのに対して、後者は特に(ラント平和の確立にとつて障害となる)平和破壊者(いわゆる *landschädliche Leute*)の犯行、とりわけ城塞を拠点とする(いわゆる「強盗騎士団」)による「強奪」を念頭に置いた結果であろう、と思われる。

(127) ラント法二・七一・一。この条項もまた、「ラント平和(令)群」に属しており、したがって実質的には、犯人を(それまでのところで述べた)「平和の法」に従って処断する根拠を「平和(の)破壊」に求めている、と解してよからう(前註(118)を参照)。

(128) 具体的に言えば、たとえばラント法二・一三・一、二・一三・四、二・一三・五、二・一六・二などの(実体的な)条項だけでなく、二・一〇の一、三、(四)などの(特に現行犯に関する)手続(法的)的条項をも念頭に置かなければならない、ということである。

(129) 前註(7)に対応する本文を参照。

(130) このことはすでに前註(29)で指摘しておいたが、とりわけ前註(63)で扱ったラント法三・三六・一、および、前註(114)で扱ったラント法一・五三・四とレーン法六九・一二において、*Beierin* (「たかだか罰金と贖罪金の支払——前註(31)を参照)という法的帰結をしか伴わぬ(したがって、「軽微な」暴行」と推定される)行為についても、「平和を破る」という表現を用いていることに注意されたい。なお、同じ理由で、二・一三・五の「平和破壊者」を(それより前にある)殺人・(不法)逮捕ないし監禁・強奪・放火(殺人)・強姦などの罪を犯した者と等置する(「構文上それと同格と見る)こともできない。

(131) すでに前註(66)・(72)・(80)・(86)でそのつど指摘しておいたように、「裁判官が(判決をもつて剝奪された土地に)付与する平和」(ラント法三・二〇・三)、「裁判官が命ずる平和」(ラント法一・六三・四)、「約定される平和」(ラント法三・九・二)、「宣誓される平和」(ラント法二・七一・二)を破った者は、文言上、二・一三・五に挙げられている殺人・強奪等の犯罪(構成要件)とは関係なしに、すなわち「平和破壊」のことで(あるいは、「平和破壊者」として)「斬首刑」に処せられた。したがっ

て、それらの者は二・一三・五の「平和破壊者」に含まれる、と推定できる。

(132) ただしこれは、ラント法三・三六・二の「平和破壊者」を、前註(64)で述べたように理解した上でのことである。

(133) ラント法一・六三・一(前註119)およびそれに対応する本文を参照。ただしこの場合、前註(119)でも指摘しておいたように、「国王の道路」および「村落」は「古来の(または国王の)平和」の保護下にある。

(134) ラント法一・六三・四(末尾)(前註122)およびそれに対応する本文を参照。

(135) ラント法二・七二・一(i)と(ii)(前註120)およびそれに対応する本文を参照。

(136) 前註132を参照。なお、ラント法二・七二・一はひきつづき、「しかし、人(=城主および城臣が裁判官の使者六人と原告を、それらの者が平和破壊者と強奪品を採す(ため)、そこ(=城塞)に立ち入らざるならば、人(=裁判官)は彼等(=城主と城臣)を地方的追放に処すべきでない」という。その結果、もし平和破壊者が(強奪品とともに)発見されれば、彼は(強奪を働いたのだから)「斬首刑」に処せられるはずである(ラント法二・一三・五)。

(137) ラント法(三・九一・一)。この条項は、(自分の家屋敷に)宿泊させた者(=客人)の一人がその家屋敷の内(binnen sinen gevehen)「ゲヴェーレ」二・(一)、四頁および註(10)を参照。または外で、他の者を殺し(Dot slan)あるいは、故殺し、またはその他の犯罪を犯した場合を扱っているが、この場合宿主は、彼自身に責任ないし落度がなければ損害(あるいは、償)なしですみ、また、村民たちがこの「平和破壊者」を(捕えて)留め置く(op behalden)後註(133)を参照)ことができなくとも、彼等がそのことを聖遺物にかけて宣誓すれば同様(に損害なしですむ)、としている。なお、後註(144)をも参照されたい。

(138) ラント法三・三六・二(前註(64)を参照されたい)。

(139) ラント法三・一・二(「叫び声に従う(=叫び声に応じて現行犯人の逮捕・追跡のために馳せ参する——ラント法二・六四・五を参照)者は、彼等が(原告と——ただし写本によっては欠如)平和破壊者を(捕えて)留め置き(op halden)、それにもかかわらず彼(=平和破壊者)が服罪させられない場合(でも)、彼等は全員そのゆえにいかなる不利益をも蒙るべきでない、彼等が彼を法廷に連れ出すかぎり)——なおop(ge)haldenの語は、ほかにもラント法二・二八・二、(二・四〇・四)、(三・九一・一)(前註137)を参照)などでも用いられているが、必ずしも常に「逮捕する」という明確な意味はもたず、(一般には)「留め置く」(ないし、抑留する)という意味にすぎないので、『邦訳』を右のように改めておきたい。写本によって「原告と」が加えられているのも、こうした解釈を支持す

るであろう)。この条項を「(少なくとも主に)強姦の犯人が現行犯で捕えられた場合」にかかわると考えられるのは、その直前に位置する三・一・一が(屋内における)強姦を(少なくとも犯人が現行犯で捕えられなかった場合をも含めて)扱っている、と解されるからであるが、そのことを明らかにするには、まず(それ自体必ずしも理解の容易でない)三・一・一の言わんとするところを厳密に確定しておく必要がある。

まず(さらに遡って)ラント法二・七二・二は、強奪の拠点となった城塞そのものの責を問う手続について定めている(ただし、『邦訳』最後の件りは、「その城主または城臣はそれ(城塞)による服罪を(原告が)彼の同身分者仲間(であれば彼)を相手とって(決闘することにより)否認(untrieden)しなければならず、さもなければ人(裁判官)はそれ(城塞)を地方的追放に処しそれ(城塞)について(有罪)したがって破壊の裁きを下す(dar over richten)」と改めたい)。

三・一・一は、アイケ自身の手になるテキストではこの直後に位置しており、この二・七二・二を承けて、まず *darbaw* (村(内)の建物)の破壊から始まる。「いかなる犯罪のゆえにであれ人は村(内)の建物を破壊(ないし破開)してはならない、娘または婦人がその中で強姦されるか、あるいは、強姦されてその中へ連れこまれたのでないかぎり、(この場合)人(裁判官)はそれ(建物)について(有罪の)裁きを下す(dar over richten)——この表現はほかでは前出二・七二・二にも現われるが、それでも *dar* は(人物ではなく)城塞を指している)べきであり、あるいは(ないし、さもなければ)人(被告、建物の持主で強姦の容疑者)は適法に(Mit rechte)——一般には「法定の手続をもって」、具体的には「雪冤宣誓をもって」の意)それ(建物)を雪冤する。(しかし、それ(建物)について裁き下され(破壊された後に)——dar over gericht wert、前記参照)、それにもかかわらずかの者(被告)が出現して強姦について(建物)についてはないことに注意)雪冤しても、人はそれ(破壊された建物)を彼に償うに及ばない、けだし人(被告)はそれ(建物)をそれについての裁きがおこなわれる以前に雪冤したのではないから) (下略) (傍点の部分は『邦訳』を改めた主な点である)。ここでは(二・七二・二を承けて)一貫してむしろ「建物」(の罪責が直接の主題になっていることがわかるであろう)。

ところで一般に、犯人が「娘または婦人をその(建物)の中で強姦し、あるいは、強姦してその中へ連れこむ」のは、被害者が叫び声をあげて訴えるのを妨げ、あるいは、犯行をくらますためである、と解される(『邦訳』二二九頁、訳註(1)を参照)。事実、右の三・一・一では、(一貫して「建物」の罪責を問う手続が直接の主題となっているだけでなく)「建物」の雪冤が(原則的に)可能とも受取れる文言になっており、補遺の部分では、さらに進んで建物のそれとは独立に「強姦」そのものを雪冤

することも可能とされている。こうしたことは、犯人が(文字通り)「強姦」の「現行犯」で(「犯行中」に)(あるいは少なくとも、建物の中で被害者と二人だけで居るところを)取り押さえられた場合には、まず考えられないであろう(前註(100)で現行犯手続について述べたところを参照)。

ところが一方では、「婦人または娘は、法廷で強姦を訴える場合、叫び声をもって現行犯のかどで、および、強姦(De Not)のかどで訴えるべきであり、彼女等はそれ(De Not — 「暴力」の含意もある)をそこで挙示すべきである」(ラント法二・六四・一)という条項がある(さらに、Görlitzer Rechtsbuch, 35 § 5は、城塞または家屋に連れこまれて強姦された婦人(および追跡者)が、そこで叫び声をもって強姦を告知しなければ、主人(「城塞・家屋の持主」も彼の家屋(および城塞)も構構いなし、という旨を明記している——Vol. Text I, S. 194. Ann. 1)。「つまり、強姦の被害者は、(たとえ犯行中にそうできなくても、犯行後)でさるだけ速やかに「叫び声」をあげて、犯人を訴えなくてはならないのである。三・一・一の「それ(「建物」について裁きを下す」というのも、それに応じて人々が馳せ参じた結果であろうが、前述のように、犯人が「現行犯」で取り押えられた場合のこと(だけ)を念頭に置いたとは考えにくい。以上のように見てくると、後続の三・一・二は、「平和破壊者」(一般)という形で書かれて(おり事実、「平和破壊者」一般に妥当する内容になって)いるが、実質的には、右に述べた三・一・一の対比を念頭に置いて、主に(強姦が屋外でおこなわれ場合をも含めて)「強姦」の犯人が叫び声に応じて馳せ参じた人々によってその場で取り押えられた場合のことを述べたもの、と理解されよう。

しかし、こうした理解を前提にすると、三・一・二についてはもう一つ別な問題が出てくる。すなわち、ここでは「平和破壊者が服罪させられない」場合について論じられているが、そもそも現行犯で逮捕された者が服罪させられない場合がありうるのだろうか、という疑問がそれである。この疑問については、「人が現行犯をもって捕えた者は誰であれ、彼を彼が捕えられたままの状態で法廷に連れ出し、そして原告は自分とも七人(の証人)で彼(の有罪)を立証すべきである」(ラント法一・六六・一)という条項があるから、形式的には一応、(たとえ馳せ参じた人々の数が少なく)六人の証人を得られなかった場合を挙げることができよう。しかし、前述したように、「強姦」は必ず「現行犯のかど」で訴えるべきものとされているのに、わざわざ「それ(「強姦の訴)が決闘に及ばないときは(裁判官は(職権で)婦人に後見人を与えることができる)」と断わって、それが決闘に及ぶ場合を念頭に置いた条項もある(ラント法一・四三——なおこの条項の最後の件り「しかし訴が決闘に及ぶならば」は、私見によれば、「現行犯」の場合にはかからず、もっぱら「強姦の訴」について述べたものである)。これは「法廷」での

訴であるから、(少なくとも)犯人が(文字通り)「現行犯」では捕えられなかった場合も含まれるが、この条項をも考え併せる
と、三・一・二の「服罪させられない場合」というのは、もしかすると「強姦」という犯罪そのものの特異性(「盗品」の
存在する窃盗や強奪、「傷跡」(および「凶器」)の存在する傷害とは異なり、一般に厳密な意味での「現行犯」の立証は困難)にもと
づくその(現行犯)審理手続の特徴を示唆している可能性もあろう。

なお、「娘または婦人」が「古来の(あるいは、国王の)平和」の保護下にあることについては、すでに前註(18)・(32)に対応
する本文で述べておいたが、「強姦」そのものが「平和を破る」行為とされていることについては、前註(118)(およびそれ対
応する本文)で引用したラント法三・四五・一一を参照されたい。

(140) ラント法二・六九(前註(126)および後註(14)を参照)。

(141) ラント法(二・五〇・一)。なお、次註(142)をも参照されたい。

(142) ラント法(二・六九)。なお、ここで一括して引用したラント法(二・五〇・一)とこの(二・六九)の下敷になったの
は、Sachsische Landfrieden vom 1. Sept. 1221, c. 12 (または Treuga Henrici, c. 13)であると想われるが、ここでは
「誰であれ自分に対して平和が破られたと訴える者があれば、(彼が)裁判官の前で(その)訴を完遂する(あるいは、(その)訴に勝
つ)のでないかぎり、(彼が)平和を破ったことになる」とされている (vgl. Text I, S. 108, Ann. 81)。これを本文に引用した
(二・五〇・一)・(二・六九)の文言と比較されたい(なお、(二・六九)は、ラント法一・六八・一(「生命または手に及ぶそれ
(「訴)のゆえ以外、いかなる訴のゆえにも人(「裁判官)は人(あるいは、その者)三回目の裁判期日に出頭しない被告)を地方的追放に
処すべきでない」、および、それへの補足である(二・六八・四)・(二・六八・五)の後についており、その「平和破壊者」(「被告
も「生命または手に及ぶ犯罪」を犯したとされていることがうかがえる)。なお、この条項については後註(147)をも参照されたい。
(143) ラント法(二・六二・五)。この条項は一・五九・一(あるいは、一・五五・一)に始まる「裁判手続」について述べた一連の
条項の中に位置しており、特に一・六二・一(および三)の「叫び声による」訴の開始(「手続」を補足しようとしたもので
あって、その「平和破壊者」は「叫び声」(による訴の開始)の対象となるような「犯罪」(一般)を犯し(現行犯では逮捕されな
かつ)た者を念頭に置いたものであることがうかがえよう。
(144) 前註(141)・(142)・(143)を参照されたい。なお、アイケ自身の手になるラント法二・六九(前註(14)に対応する本文)は、前
註(126)で述べたように、城塞を拠点として(傷害および)強奪を働く「平和破壊者」を(現行犯として)追及するための伏線と

なっており、特定の（個別的）行為（ないし、犯罪）とのつながりを全く欠いているわけではない。これに対して、後代の補遺にかかるラント法（三・九一・一）（前註（137）を参照）は、（殺人という特定の行為を挙げてはいるものの）「その他の犯罪を犯した」者を「平和破壊者」と呼んでいる点で、ここで問題にしているラント法（一・五〇・一）、（一・六九）、（一・六二・五）と共通する傾向を見せている。

(145) ラント法（一・六九）（前註（142）およびそれに対応する本文を参照）、三・三六・二（前註（138）およびそれに対応する本文、ならびに、前註（64）を参照）、三・四五・一一（前註（118）・（121）およびそれらに対応する本文を参照）。

(146) 前註（64）を参照されたい。

(147) 前註（142）を参照されたい。因みに、原告の主張が正しい（すなわち、実際に「正当防衛」のために被告を殺したり傷つけた）のに、原告が被告を服罪させえないのは、次の二つの場合である。第一に、（法廷）決闘において原告が敗れた場合（被告を殺した場合については、ラント法一・六四を参照。第二に、自分とも七人（の証人）による立証に失敗した（すなわち、六人の証人を得られなかった）場合（ラント法一・六六・一を参照。念のために一言すれば、これら二つの場合はいずれも現行犯手続にかかわる）。

(148) 前註（121）を参照されたい。

(149) 前註（118）を参照されたい。

(150) この条項に関連して私は、すでに前稿「アイゲン」において、「ここには、——さしあたり被害者に限ってはあれ——新しい刑罰体系が伝統的な人命金秩序をのりこえていく動きさえ読み取れる」こと（三・（四）、三四頁）、および、「平和の法」（＝平和運動の所産である新しい身体・生命刑のシステム）にはすでに身分（的特権）の障壁をのりこえていく萌芽が秘められていること」（三・（六）、三八頁）を指摘しておいた。しかし、そこで私が考え詰めていなかったのは、三・四五・一一において真正な被害者は（一般に *rechtllos* な者は、「原告」となって法廷で自分の「権利」を主張したり、あるいは、被告の立場に立たされたとき特定の（いわば特権的な）防禦手段（特に宣誓と決闘）を用いて自分の「権利」ないし自分自身を擁護することができなくなる）はずなのに——「相続法の位置」、五・（四）、八〇頁を参照）なぜ（あるいは、いかにして）（たとえば参審自由人身分の者を相手として）原告の地位に即くことができるのか、という問題である。

この問題を解く鍵は「現行犯手続」の中に潜んでいる。（窃盗や強奪などの）犯罪が起こり、被害者の叫び声に応じて馳せ参

じた人々が犯人を現行犯で捕えると、(もともとは)この突発事件を裁くために、少なくとも三つの村から、ゴ、グ、ラ、フ、が選ばれた(ラント法一・五五・二—前註(36)を参照)。この(緊急な)裁判は(あらかじめ期日を定めて召集される)「裁判集会」とは区別されており(前註(36)・(103)・(104)を参照)、ここでは(叫び声を挙げた)被害者が(その身分や裁判籍のいかんにかかわらず)自ずから原告の地位に即いた。それだけではなく、(三・四五・一)に列挙されている犯罪のうち)強姦に関するかぎり、すでに前註(103)で指摘しておいたように、原告は必ず「叫び声をもつて現行犯のかどで」訴えなければならなかったのであって(ラント法二・六四・二参照)、「現行犯手続」が暗黙の前提となっていることは明らかである。したがって、(生命・身体刑のシステムとしての)「平和の法」が身分の障壁をのりこえていく萌芽を示しえたのも、「現行犯手続」と結びついでのことであつた、と言わなくてはならないのである。

(101) 本項・(1)の末尾、および、前註(107)で述べたことを参照されたい。

Friede und Recht im Sachsenspiegel (I)

Takeshi ISHIKAWA*

In diesem Aufsatz soll zunächst der Wortgebrauch von *vrede* im Sachsenspiegel erschöpfend untersucht und daraufhin die Stellung und Funktion des Friedens in der normativen Struktur des mittelalterlichen Rechts, wie es im Sachsenspiegel steht, klargelegt werden.

Aus technischen Gründen ist der Aufsatz jedoch in zwei Teile zu verteilen. Zweckmäßiger wäre es also, deutsche Zusammenfassung erst dem 2. Teil des Aufsatzes in geschlossener Gestalt beizulegen.

*Professor für (westliche) Rechtsgeschichte an der juristischen Fakultät der Hokkaido-Universität.